

検討のための関連資料 (義務教育の在り方ワーキンググループ関連)

参考資料 1

令和5年2月20日

中央教育審議会初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた
学校教育の在り方に関する特別部会

1. 義務教育の意義

(1) 子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割

1. 義務教育の意義

1) 子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割

- － 令和答申で掲げられた、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力を前提としつつ、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力の育成において学校が果たす役割とは何か。
- － その際、学校生活全般を通じ、知・徳・体を一体として育成する日本型学校教育ならではの学びの視点を踏まえ、どのような整理が可能か。

育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力，判断力，表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

子供たちに求められる資質・能力（令和答申抜粋）



次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、**文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力**などが挙げられた。



また、**豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神**の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて**体力の向上、健康の確保**を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。



国際的な動向をみると、（略）自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、**地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められている。**



また、経済協力開発機構（OECD）では子供たちが2030年以降も活躍するために必要な資質・能力について検討を行い、令和元（2019）年5月に“Learning Compass 2030”を発表しているが、この中で子供たちが**ウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力**を身に付けることの重要性が指摘されている。

学校教育の意義（令和答申抜粋）



日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、**全人的な発達・成長を保障する役割**や、人と安全・安心につながる**ことができる居場所・セーフティネット**として**身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割**も担っていることが再認識された。

特に、全人格的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は、**日本型学校教育の強み**であることに留意する必要がある。



日本型学校教育が、世界に誇るべき成果を挙げてくることができたのは、子供たちの学びに対する意欲や関心、学習習慣等によるものだけでなく、**子供のためであればと頑張る教師の献身的な努力**によるものである。

教育は人なりと言われるように、我が国の将来を担う子供たちの教育は教師にかかっている。

しかしながら、学校の役割が過度に拡大していくとともに、直面する様々な課題に対応するため、教師は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊しており、**国において抜本的な対応を行うことなく日本型学校教育を維持していくことは困難**であると言わざるを得ない。



学校は、**すべての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子供たちの居場所としての機能を担うことが求められている**。家庭の社会経済的な背景や、障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、**子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題**となっている。

学校教育の意義（令和答申抜粋）



学校の臨時休業中、子供たちは、学校や教師からの指示・発信がないと、「何をして良いか分からず」学びを止めてしまうという実態が見られたことから、**これまでの学校教育では、自立した学習者を十分育てられていなかったのではないか**という指摘もある。



学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童（生徒）の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」（昭和33（1958）年学習指導要領）、「個性を生かす教育の充実」（平成元（1989）年学習指導要領等）等の規定がなされてきた。

その一方で、**学校では「みんなで同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られ、学校生活においても「同調圧力」を感じる子供が増えていったという指摘もある**。社会の多様化が進み、画一的・同調主義的な学校文化が顕在化しやすくなった面もあるが、このことが結果としていじめなどの問題や生きづらさをもたらし、非合理的な精神論や努力主義、詰め込み教育等との間で負の循環を生じかねないということや、保護者や教師も同調圧力の下にあるという指摘もある。



学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、（略）個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要である。その際、**現状の学校教育における個の確立と異質な他者との対話を促すことに弱さがあるとの指摘も踏まえ、一人一人の内的なニーズや自発性に応じた多様化を軸にした学校文化となり、子供たちの個性が生きるよう、個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくべき**である。

18歳の意識調査

自身と社会の関わりについて、
どう思うか

全体的に低いものの、社会貢献意欲は比較的高い

- ✓ 自分は大人だと思う
- ✓ 自分は責任がある社会の一員だと思う
- ✓ 自分の行動で、国や社会を変えられると思う
- ✓ 国や社会に役立つことをしたいと思う
- ✓ 慈善活動のために寄付をしたい
- ✓ ボランティア活動に参加したい

6位
/6ヶ国中

Q 以下の項目に同意しますか。(各国n=1000)

※「はい」回答率を掲載

(単位: %)	自分は大人だ と思う	自分は責任があ る社会の一員だ と思う	自分の行動で、 国や社会を 変えられると思 う	国や社会に役立 つことをしたい と思う	慈善活動のため に寄付をしたい	ボランティア活動 に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

自国で暮らす大人にとってどの
程度重要だと思うか？

個性を発揮すること、リーダーシップを発揮することが社会では評価されないのでは
ないか、という認識を持っている可能性

- 社会の伝統やルールを順守する 3位
- 前例にとらわれず、新しく創造的である 4位
- 他人との衝突を避け、調和を重視する 4位
- 他人との違いを恐れず、個性を発揮する 6位
- リーダーシップを発揮して他者を率いる 5位
- リーダーに従い、リーダーを適切に支援する 4位
- 地域の人間関係やコミュニティを大切にす 4位
- 地域や国境を越えてグローバルに能力を発揮する 3位
- 人種、性別、性的指向、障害などの多様性を理解し少数者を尊重する 3位

Q 以下の項目は、自国で暮らす大人にとって、どの程度重要な資質だと思いますか。(各国n=1000)

※各回答ごとに以下の値をあてはめ、平均値を算出

「0%：重要でない」=0点/「20%」=20点/「40%」=40点/「60%」=60点/「80%」=80点/「100%：重要」=100点

(単位: 点)	社会の伝統や ルールを順守する	前例にとらわれ ず、新しく創造的 である	他人との衝突を 避け、調和を 重視する	他人との違いを恐 れず、個性を 発揮する	リーダーシップを 発揮して他者を 率いる	リーダーに従い、 リーダーを適切に 支援する	地域の人間関係 やコミュニティを大 切にする	地域や国境を越 えてグローバルに 能力を発揮する	人種、性別、性的 指向、障害などの 多様性を理解し、 少数者を尊重する
日本	60.2 3位	60.3 4位	61.1 4位	59.4 6位	56.6 5位	58.4 4位	60.0 4位	58.9 3位	67.2 3位
アメリカ	49.1	62.7	58.1	63.8	58.9	50.9	60.1	56.0	66.0
イギリス	47.8	56.5	57.2	59.6	51.5	46.5	57.1	53.6	65.2
中国	71.0 1位	70.2 1位	70.6 1位	68.1 1位	68.1 1位	68.7 1位	69.6	66.1 1位	72.2 1位
韓国	57.6	58.6	61.4	61.3	59.5	61.7	59.7	58.8	64.6
インド	63.2	68.7	68.8	67.3	62.9	62.9	69.7 1位	63.1	71.2

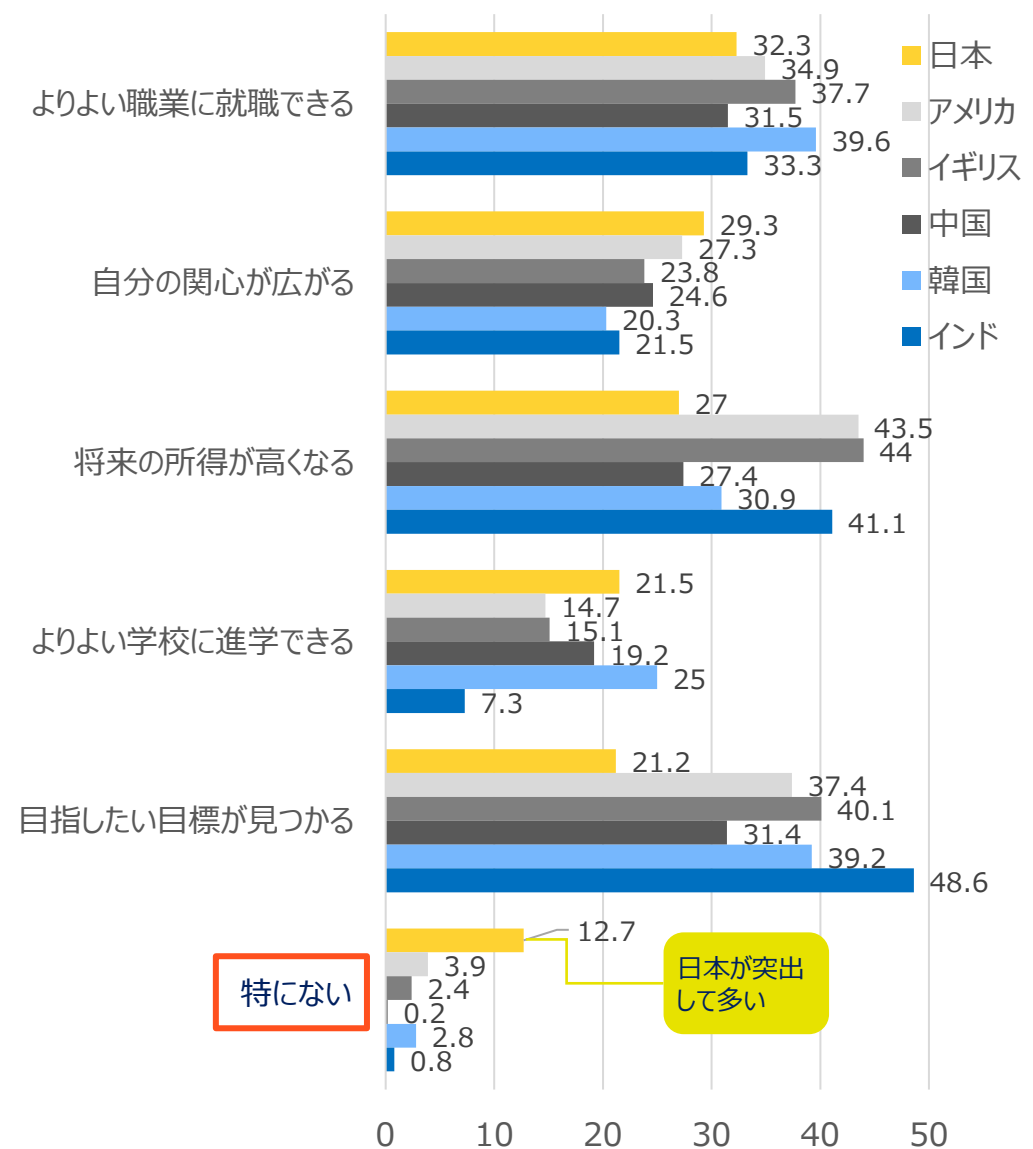
18歳の意識調査

学校で勉強する意味として重視してきたもの

他国と比べ、学校で勉強することの意味を見出せない割合が高く、目指したい目標が見つかる割合が低い。ただし、自分の関心が広がることを重視する割合は高い。

	日本 (n=1000)	アメリカ (n=1000)	イギリス (n=1000)	中国 (n=1000)	韓国 (n=1000)	インド (n=1000)
1位	よりよい職業に就職できる	将来の所得が高くなる	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる	よりよい職業に就職できる	目指したい目標が見つかる
2位	自分の関心が広がる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	将来の所得が高くなる
3位	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる	よりよい職業に就職できる	国や社会に貢献できるようになる	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる
4位	よりよい学校に進学できる	自分の関心が広がる	新しい人と出会う	多様な意見・価値観を知ることができる	よりよい学校に進学できる	国や社会に貢献できるようになる
5位	目指したい目標が見つかる	新しい人と出会う	自分の関心が広がる	将来の所得が高くなる	勉強することが義務だから	自分の関心が広がる

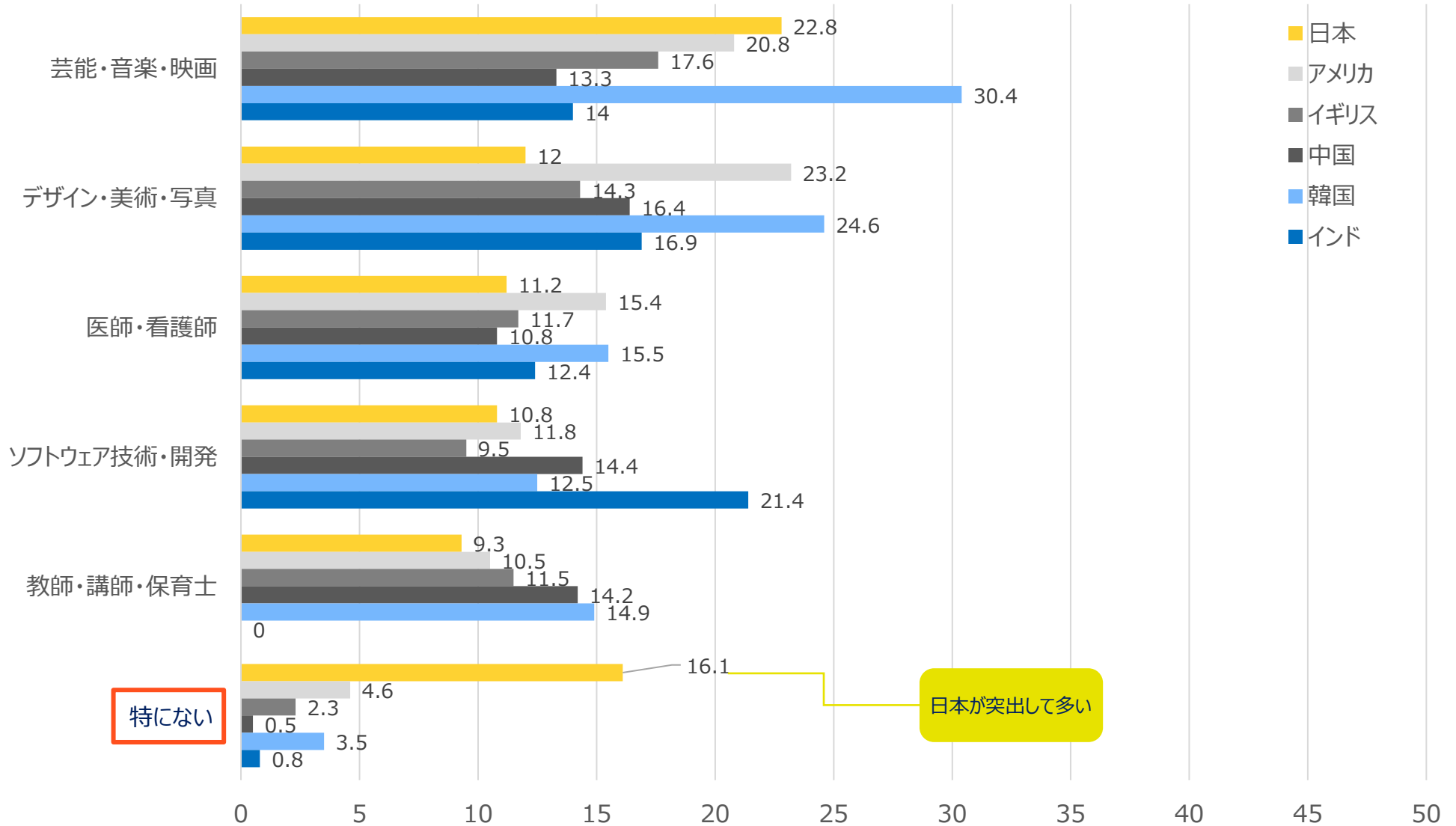
【対象】 日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インド / 各国17歳から19歳男女 / 各国1000名



18歳の意識調査

なりたい職業

自分は何がしたいのか、という問いへの答えを持っていない割合が、他国に比べ高い



日本が突出して多い

【対象】日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インド / 各国17歳から19歳男女 / 各国1000名

1. 義務教育の意義

(2) 全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現

1. 義務教育の意義

2) 全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現

- － 不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子供、特異な才能のある子供を含め、全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現について、どのように考えるべきか。

学校教育に対する子供たちの様々な意見



今後、**教室、クラスの在り方やスタイルは多様化していくべきだ**と思います。
オンラインもオフラインも違う意味で得るものがありました。

学びのスタイルを自分自身でデザインしていくのが当たり前、ある意味オールオッケーなクラスができてほしいです!!



自由を求められたり、自分の個性を生かしたり、他の人と違うことをやったりすることを強制させられるのは苦しいと思う人もいるのではないかなと思います。
自分の個性を見つけ出してそれを活かすために何か実践しないといけないという社会になるのは辛いんじゃないかなと思います。

特に**精神的に不安定である中高生という時期にさらに不安や葛藤、周りと比べたときの劣等感に悩まされるようなこういった状況で生活するのは危険**じゃないかなと思います。



被教育者目線としては**対面の授業の場を貴重な機会として大事に**して欲しいと思った。
オンライン授業の経験を通し、やはり対面で授業を受けて議論し合う機会は必要だと感じた。
オンライン上では議論することはできても、何か熱の入った議論がしにくいと思う。
だからこそ、**デジタルの力を適材適所利用しつつも、対面の機会を活用するシステムの構築をお願いしたい。**



一つの教室にクラス全員が集まって授業を受ける意味は、今コロナ禍においても言えることだと思っています。

(略)

色んな人の色々な意見、個性、特徴、顔色、すべてを肌で感じる環境だからこそ、大変なこともあるけど集団としての成長や得るものの大きさはやはり何にも変えられないなと去年感じました。

学校教育に対する子供たちの様々な意見



授業を構成するのは生徒であり、生徒が授業を進めていくという感覚を持たせることが必要だ。

(略)

生徒自体が授業を進めていくことによって、教師が気づかなかったことも生まれるだろうし、多様性を担保しながら互いに能力を伸ばし合うことが可能となる。この中で、**教師は授業が過度に関係のないトピックに集中しないかを監視し、時には方向性を修正するサポーターとしての役割を果たすべきである。**



「好き」や「夢中」を見つけるためには、様々なものに本気で触れてみるのが大切だと思います。

(略)

学校などの取り組みで様々なものに触れる機会があってもサラッと触れる程度では何の意味もなく、「何か思っていたのと違った…」で終わります。



「個別最適な学び」にとって重要なのは「自分で自分の学びの目的やペースを自分で試行錯誤しながら見定めること」とありますが、実際には生徒がこのような試行錯誤を行っていくことは難しいと思います。

自分は高校生ですが、そのような試行錯誤を急にやってくれと言われても何も思いつかないし、他にもこのような状況の高校生は多数いると思います。従って、大人たちが生徒たちに試行錯誤の方法を教える機会が必要だと考えます。



僕はもう小学校4年生です。

今の学校で皆一斉に同じ事を同じようにする事を求められるのが苦痛です。

一刻も早く変わってほしいです。

いきなり全部変わるのは無理でも、ほんの少しでも新しい要素が入れば毎日がもっと楽しくなると思っています。

特異な才能のある児童生徒・保護者等に対するアンケート結果

本人の回答



レベルが合わない

・教科書の内容はすべて理解していたが、自分のレベルに合わせた勉強をすることはまったく許されなかった。周囲に合わせると叱られ、授業中は常に暇を持て余していた。



教材が合わない

・いわゆる2E状態で、鉛筆をもって字を書く速度の遅さと、脳内での処理速度の速さが釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。



話が合わない

・同級生との話がかみ合わず、大人と話している方が良い。あまり周りに理解してもらえない。友達に変わっている子扱いされる。学校に行く時間を自分の好きなことの時間にしたい。

保護者等の回答



レベルが合わない

・授業の内容がすぐに理解できてしまいその先への興味が先行するが、満足できる知識は提供されず退屈してしまう。できない人へ教えるなどの機会は得られるが、知的好奇心は満たされず、集団での行動がつまらない、自分はできない、と自己肯定感が下がる経験を日常的にしられる。



教師と合わない

・教師も、授業を重ねるたびに無気力かつ反動的になってくる子供に対し、怒りを感じ問題児扱いし、授業態度を叱責する。



楽しかったクラスもあった

・正しい答えだけでなく、「何故、そのように考えるのか」、考え方を発表させてくれた先生のクラスは非常に楽しかったと申ししておりました。



【係】で自己評価上がった

・学校では学級に「係」制度があり、自分の好きなことを利用してクラスのために貢献することができる。想像力や協働力を強制的ではない形で発揮させてくれ、課外であるため、自由度も高く、肯定的に評価されることも多く、本人の自己評価にも役立っている。

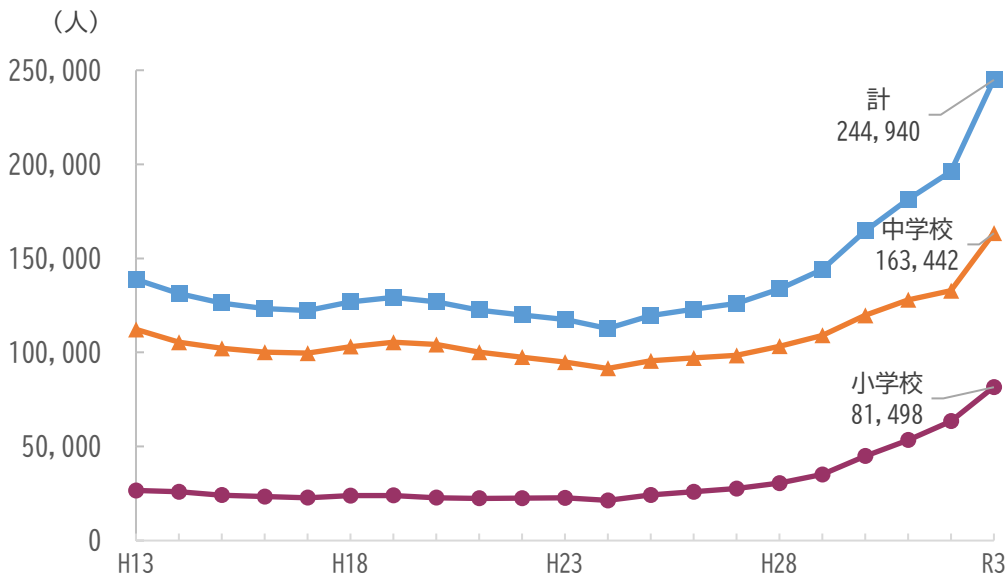
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者※のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。

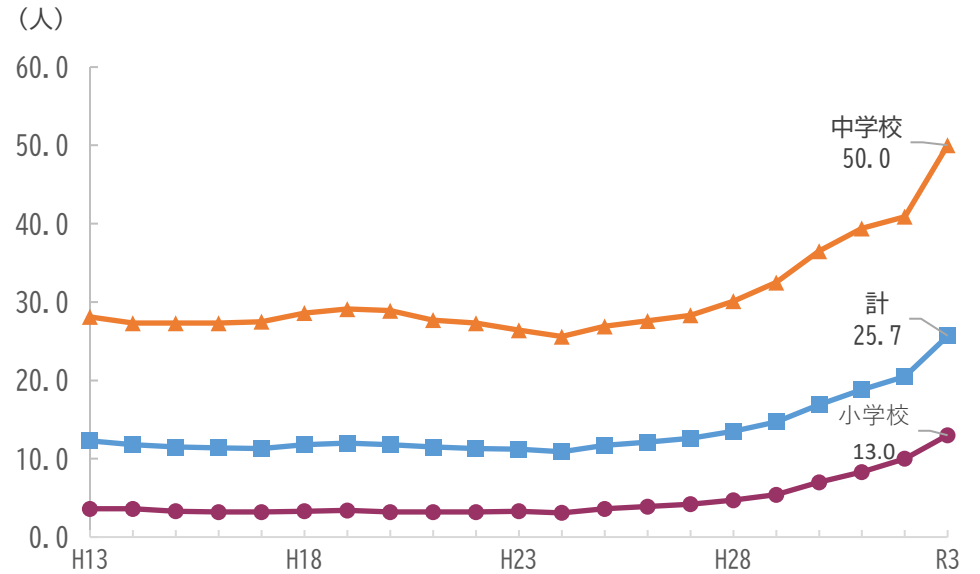
※「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

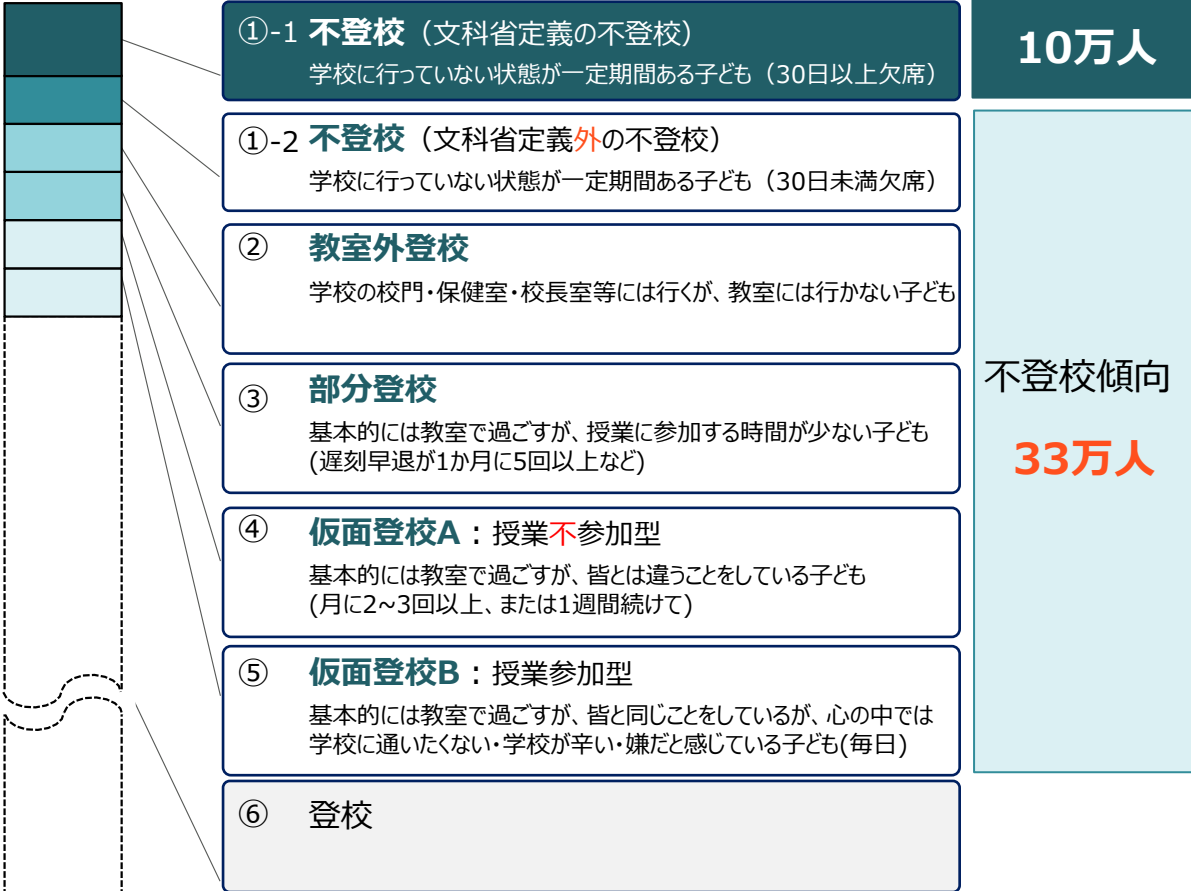


不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7




不登校傾向にある中学生の状況（推計）

不登校傾向にある子どもの人数（推計）



日本財団調査
(中学生が回答)

中学校に行きたくない理由

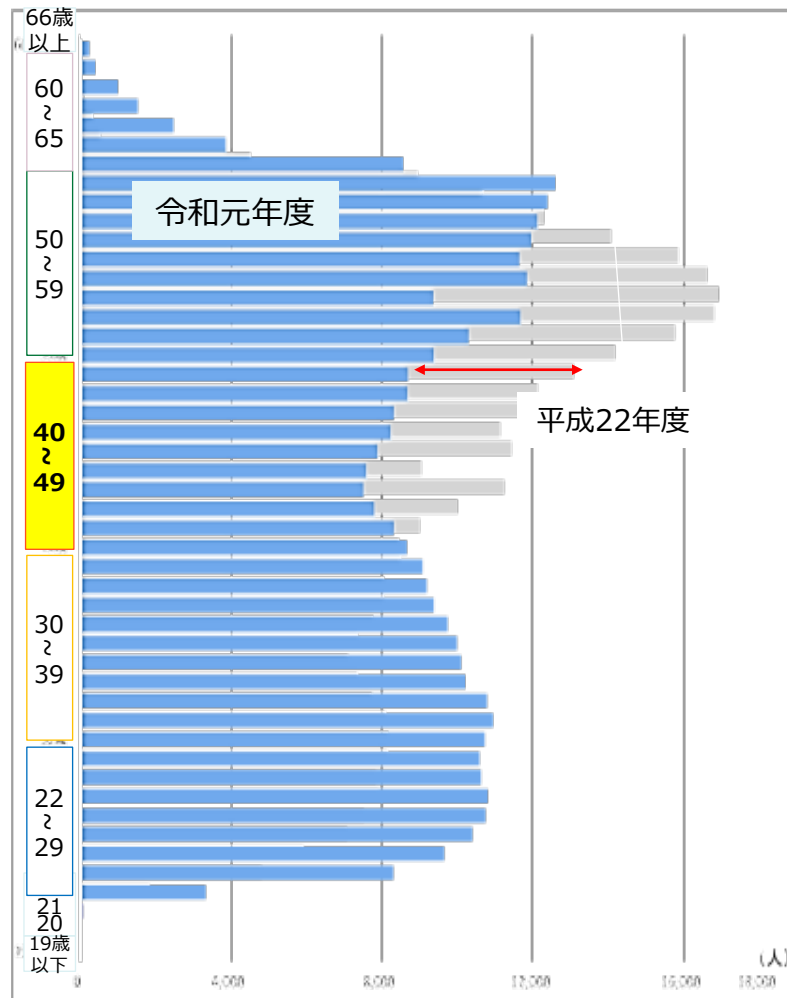
- 
身体的理由
 - 疲れる
 - 朝、起きられないなど
- 
学習に関する理由
 - 授業がよくわからない/ついていけない
 - テストを受けたくないなど
- 
居心地に関する理由
 - 学校は居心地が悪い
 - 友達とうまくいかないなど

日本財団 不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月12日）より作成

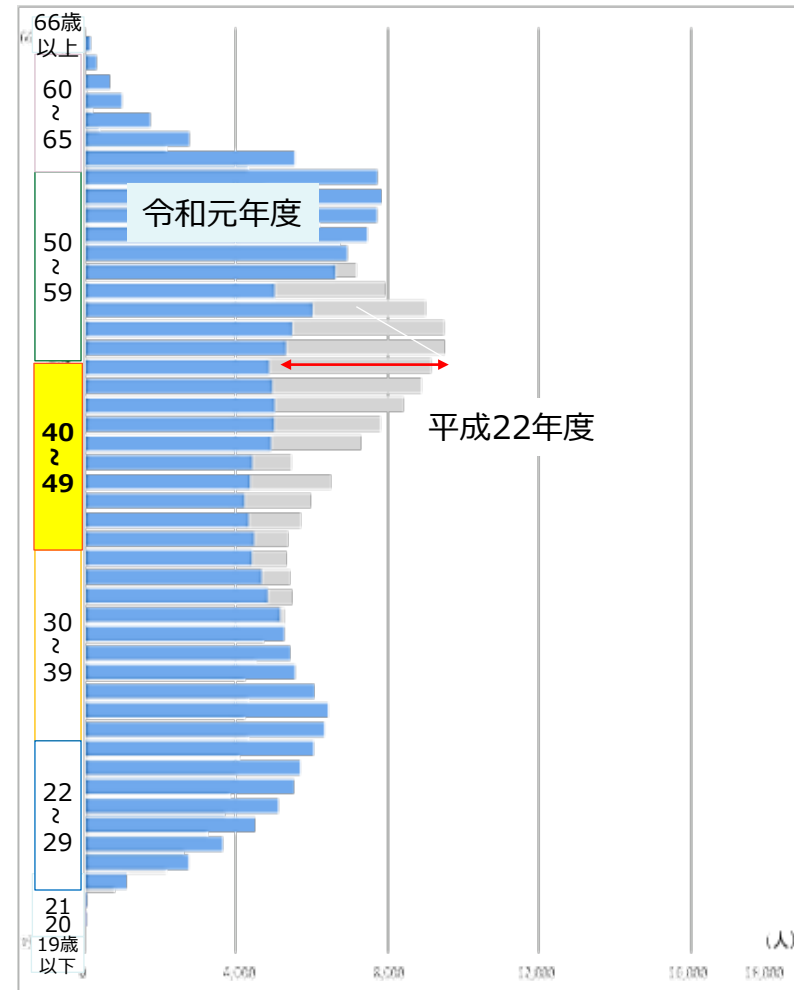
教職員の状況

小・中ともに、中核となる年齢の教員の割合が減少

公立学校における教員の年齢構成(小学校)



公立学校における教員の年齢構成(中学校)



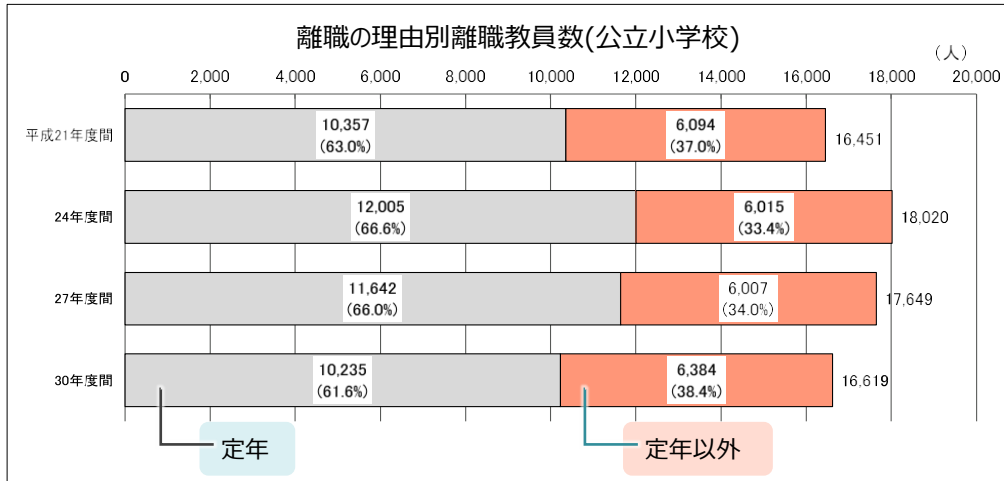
令和元年度学校教員統計調査(確定値)より作成

教職員の状況

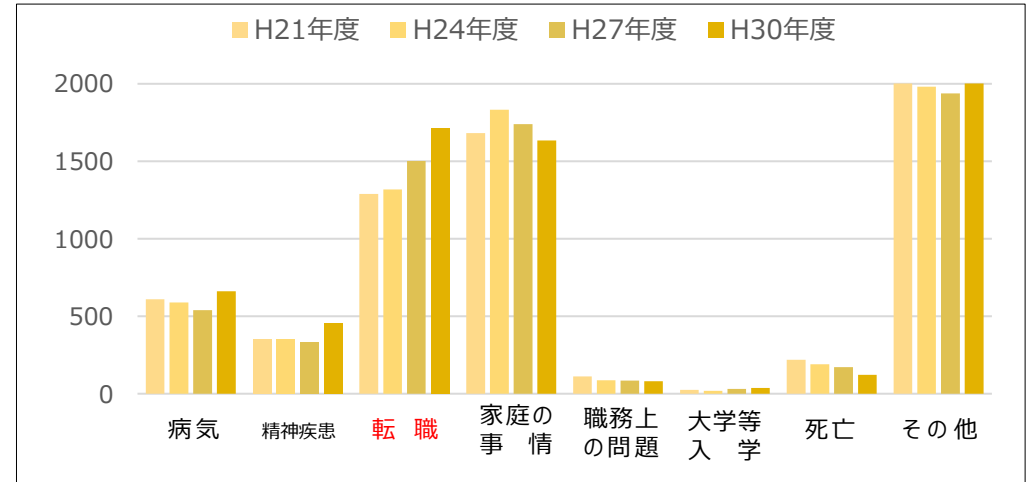
小中ともに、転職を理由にした離職が増加

【公立小学校】

離職者数16,619人（前回調査時より 1,030人減少）

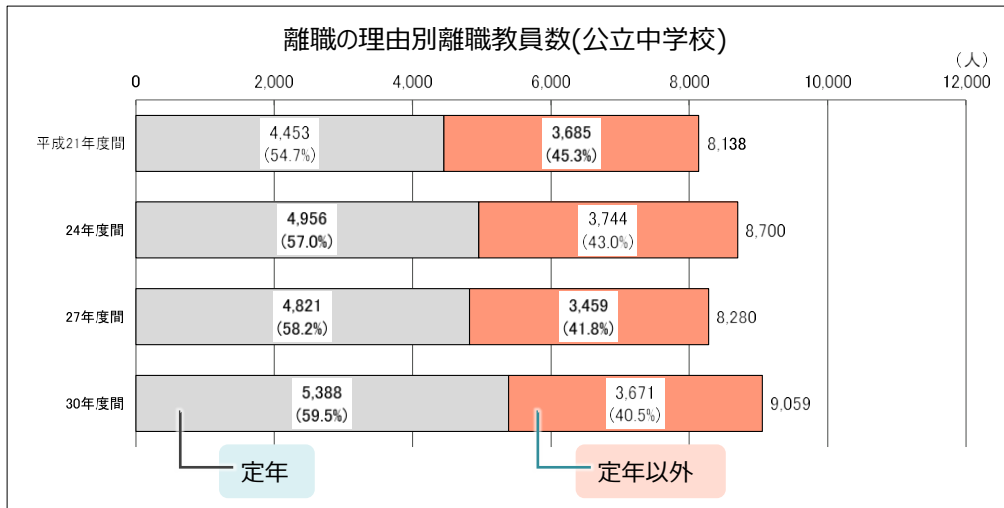


離職理由（定年を除く）

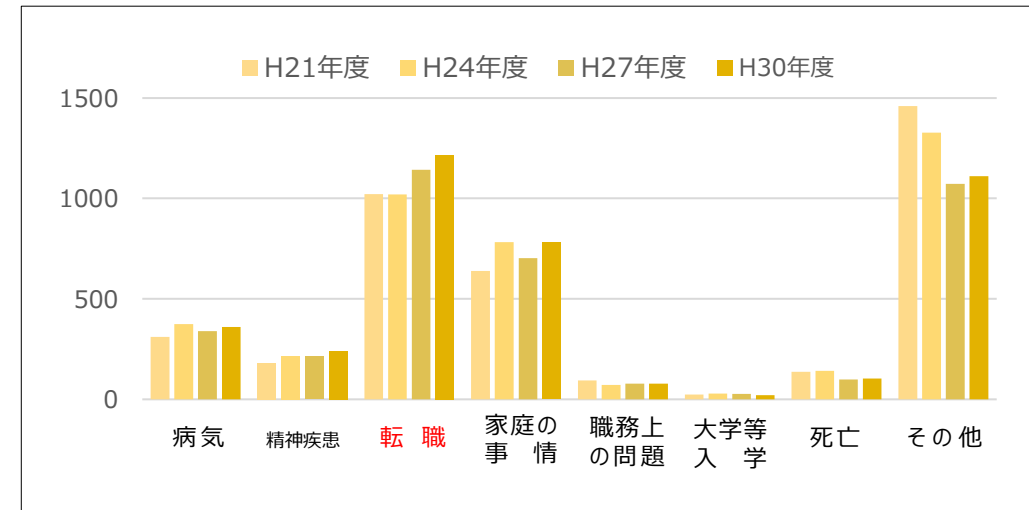


【公立中学校】

離職者数 9059人（前回調査時より 779人増加）



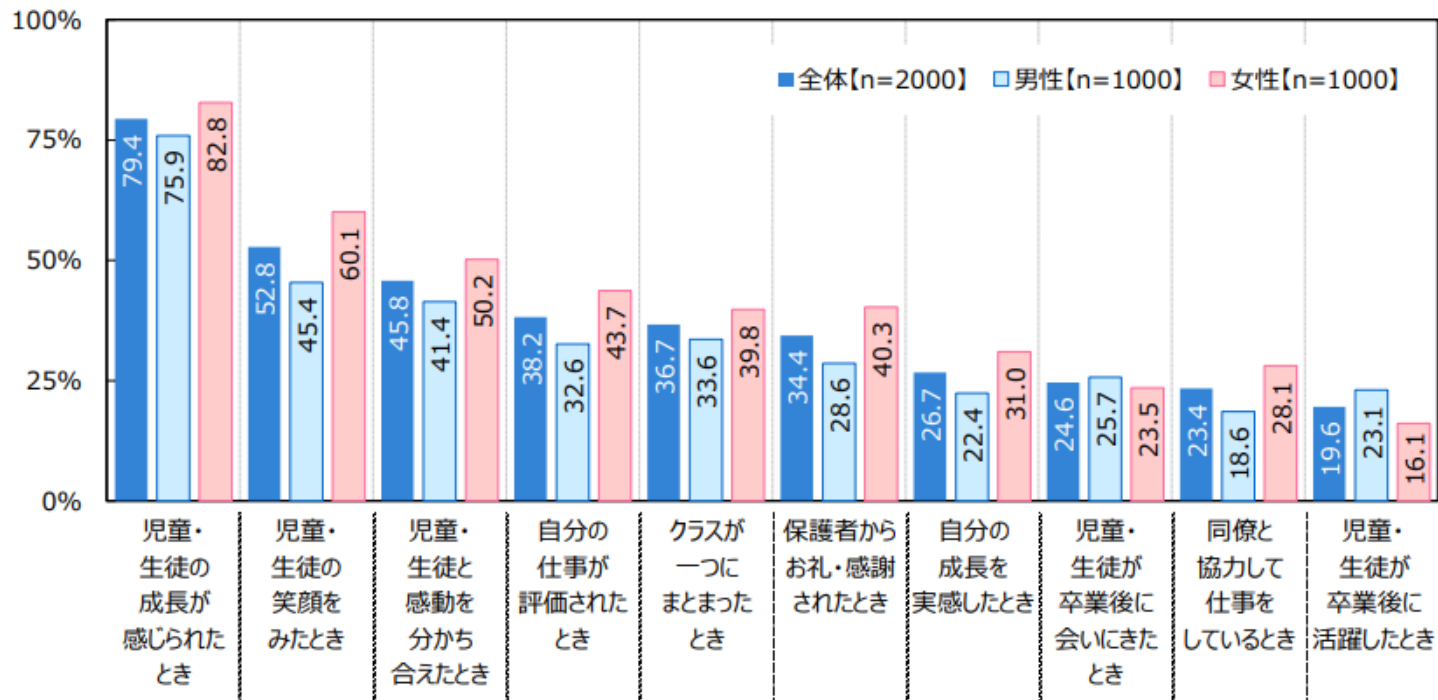
離職理由（定年を除く）



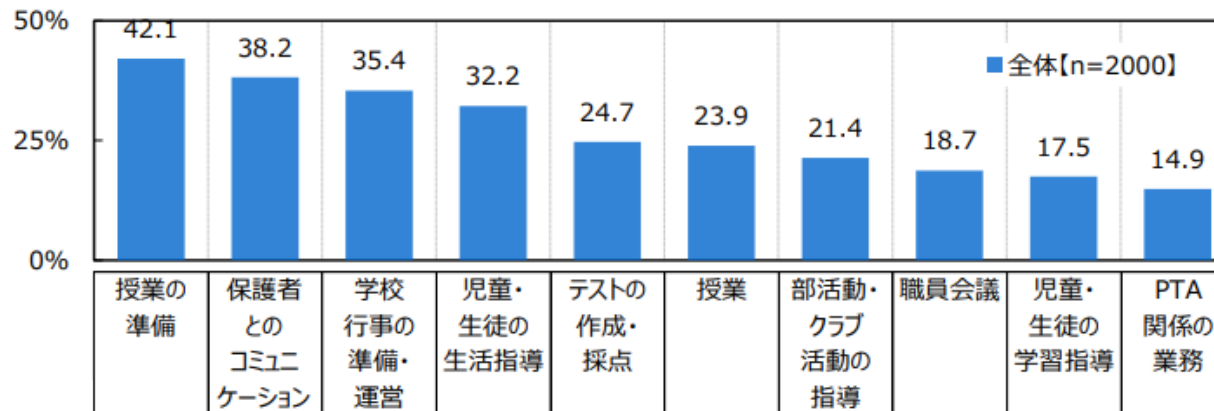
教師の意識調査

児童生徒に関わることにやりがいを感じる一方で、授業の準備や保護者とのコミュニケーション等に苦勞を感じている

◆ 教員としてどのようなときにやりがいを感じるか (複数回答形式) ※ 上位10位までを表示



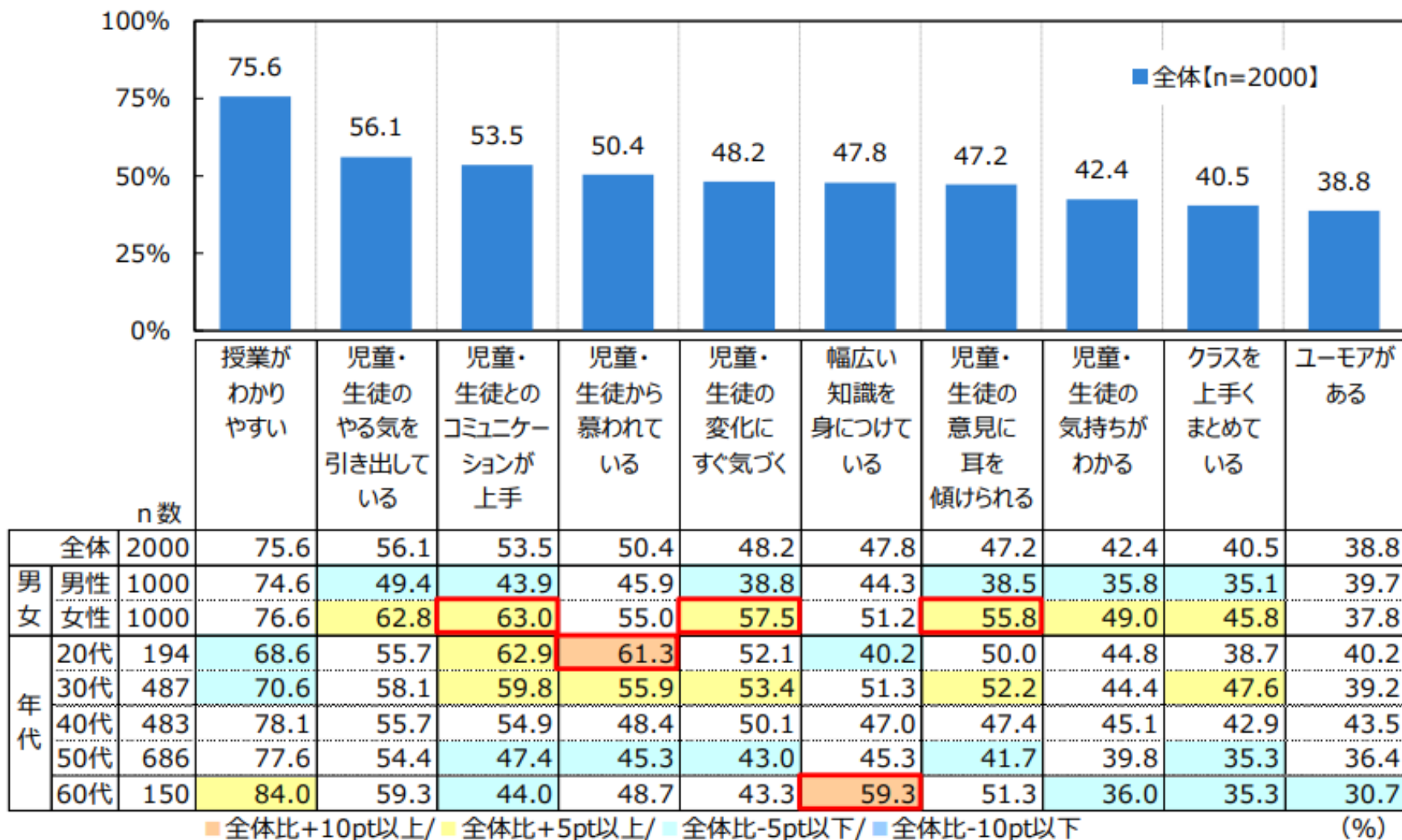
◆ 教員の仕事で苦勞していること (複数回答形式) ※ 上位10位までを表示



教師の意識調査

理想の教員像として「授業がわかりやすい」を挙げる割合が突出して高い一方で、「児童・生徒の意見に耳を傾けられる」を挙げる割合が相対的に低くなっている。児童生徒に授業の内容を理解して欲しい、という想いの表れである一方、児童生徒の思いや考えを受け止めることに対する評価が相対的に低いとも言える

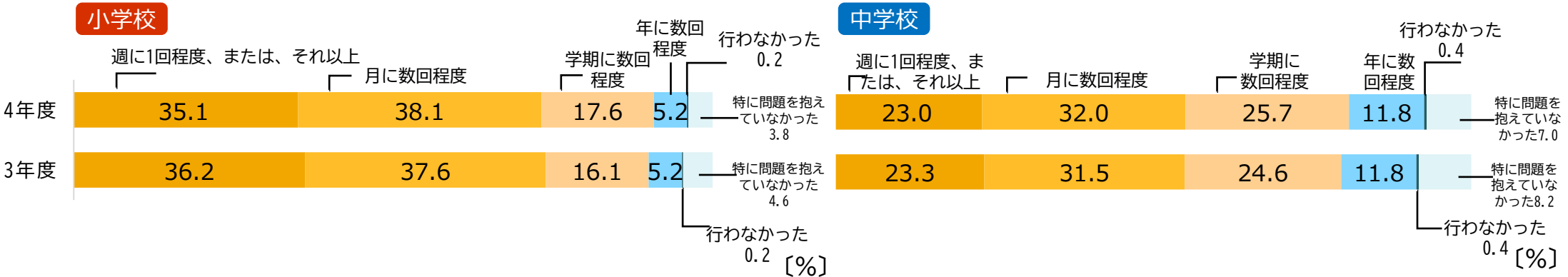
◆理想の教員像（複数回答形式） ※上位10位までを表示



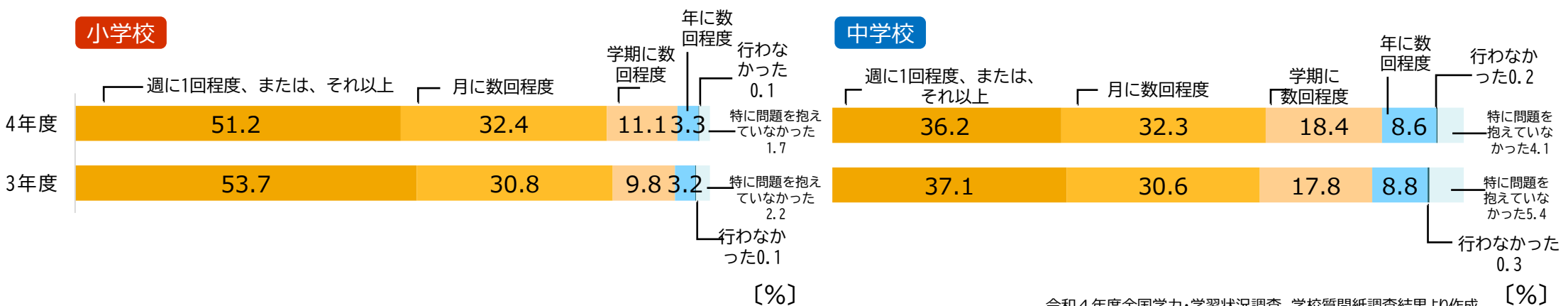
学校の状況

教師一人一人をサポートする状況は学校によって様々。また、小・中によっても差がある。

前年度に、教員が授業で問題を抱えている場合、率先してそのことについて話し合うことを行いましたか



前年度に、教員が学級の問題を抱えている場合、ともに問題解決に当たることを行いましたか

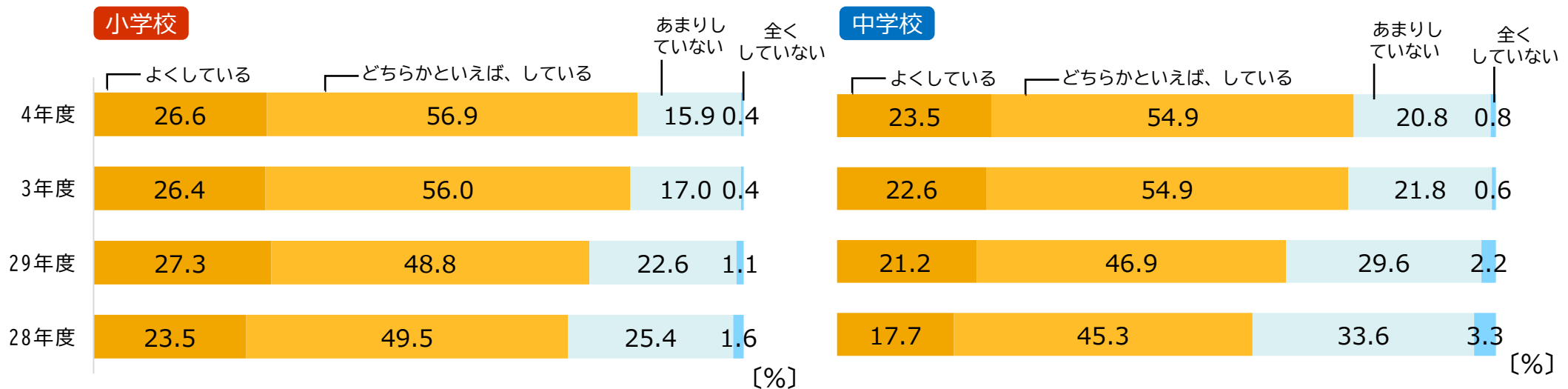


令和4年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査結果より作成

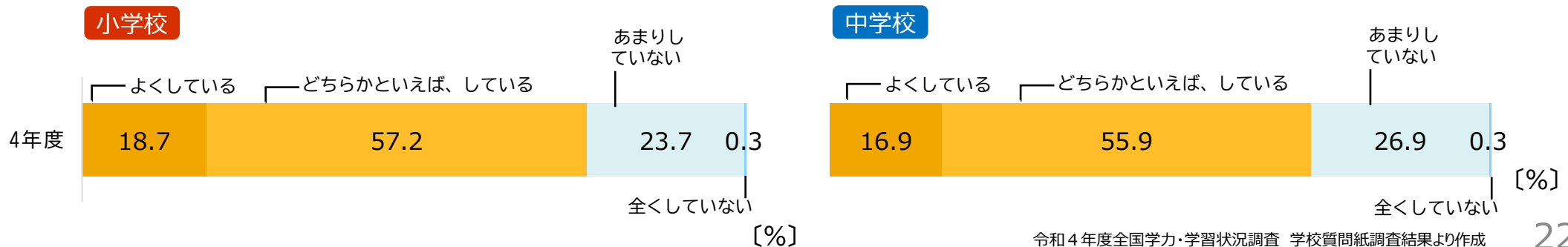
学校の状況

教師の学びに対するサポートの状況は学校によって様々。

児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ
校内研修を行っていますか



個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか（オンラインでの参加を含む）



2. 学びの多様性

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化

2. 学びの多様性

1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化

- － 1人1台端末の活用を含めた多様で柔軟な学びの在り方として、どのような姿が考えられるか。また、全国の学校や教室において、このような学びを実現するためには、どのような課題があり、その解決のためには、どのような方策が考えられるか。

「個に応じた指導」「個別最適な学び」（令和答申抜粋）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業の長期化により、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるようになってきているか、という点が改めて焦点化されたところであり、これからの学校教育においては、**子供が ICT も活用しながら自ら学習を調整しながら学んでいくことができるよう、「個に応じた指導」を充実することが必要**である。

この「個に応じた指導」の在り方を、より具体的に示すと以下のとおりである

- 全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、
 - 教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現すること
 - 子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。
- 基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

「個に応じた指導」 小学校学習指導要領（平成29年告示） 抜粋

※ 中学校学習指導要領（平成29年告示）にも同様の規定あり

総則 第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

（4）児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、**個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。**その際、第3の1の（3）に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

※ 中学校学習指導要領（平成29年告示）にも同様の規定あり

総則 第2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ **学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。**ただし、これらの場合には、（略）児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

平成30年度公立小・中学校等における教育課程編成・実施状況調査

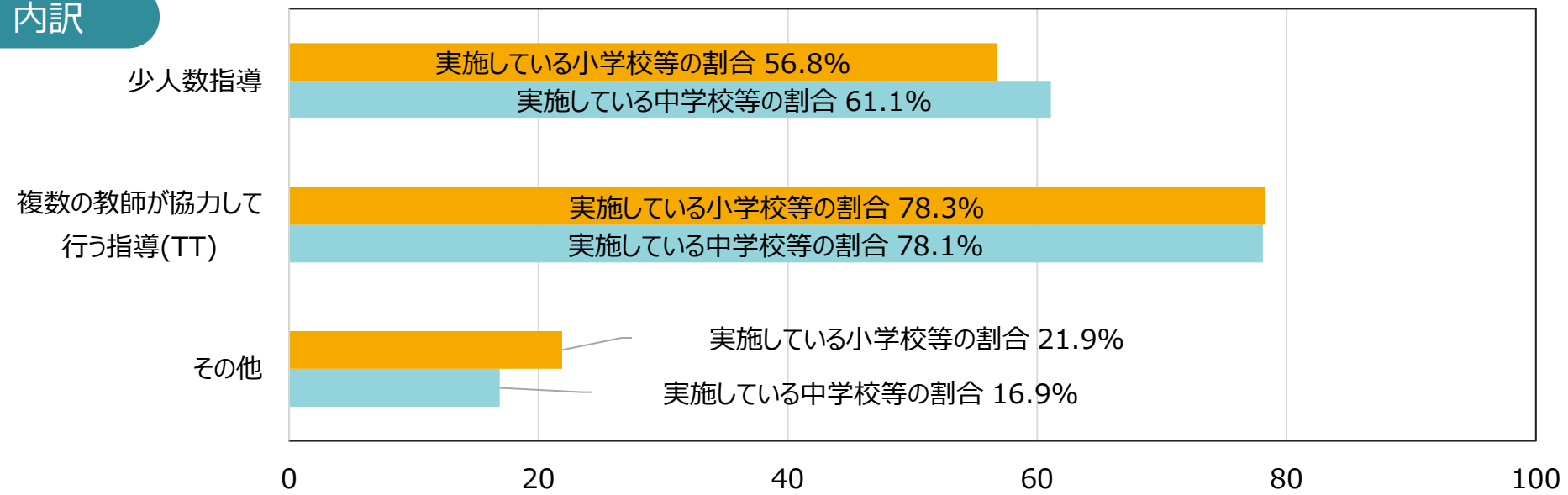
※ 令和4年度公立小・中学校等における教育課程編成・実施状況調査は調査実施中

(1) 個に応じた指導の実施状況、内訳

実施状況

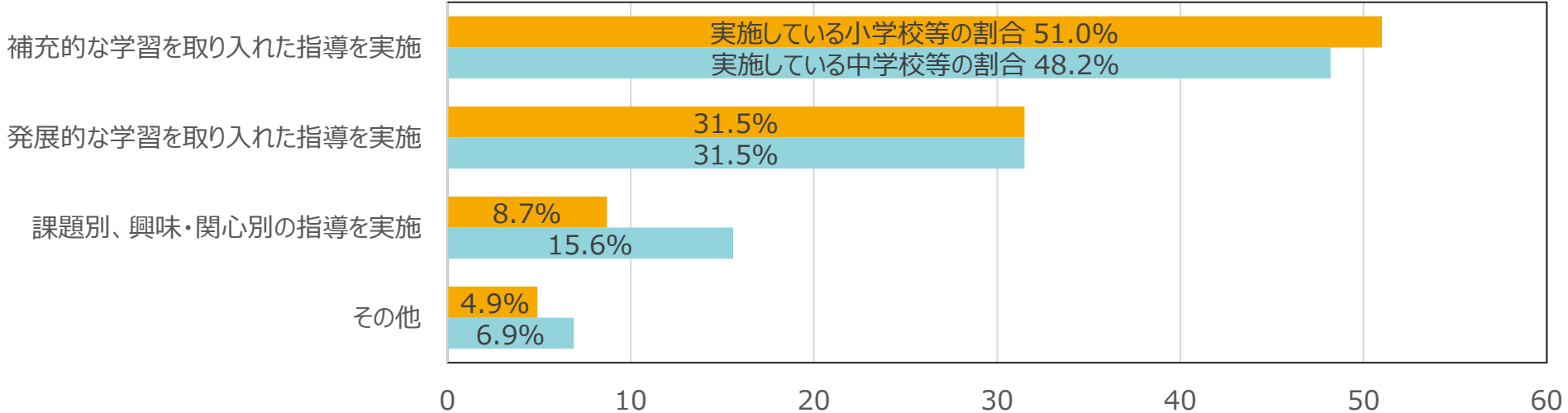


内訳

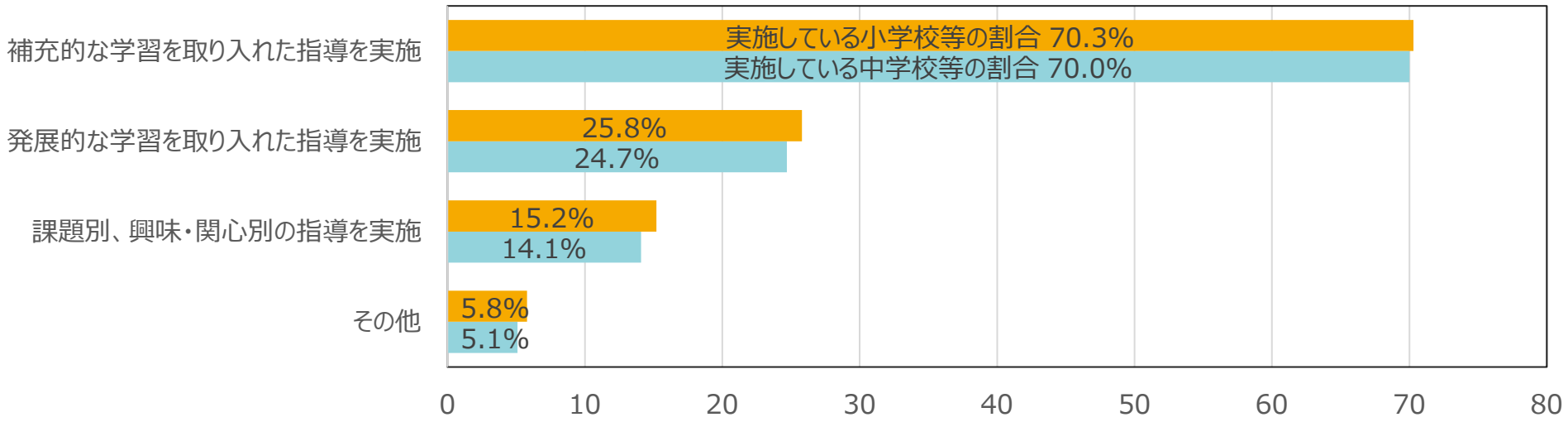


平成30年度公立小・中学校等における教育課程編成・実施状況調査

(4) 少人数指導の内容



(5) 複数の教師が協力して行う指導 (TT) の内容



教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための**特別の教育課程を編成**することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において**全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。**
- **総授業時数が確保**されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

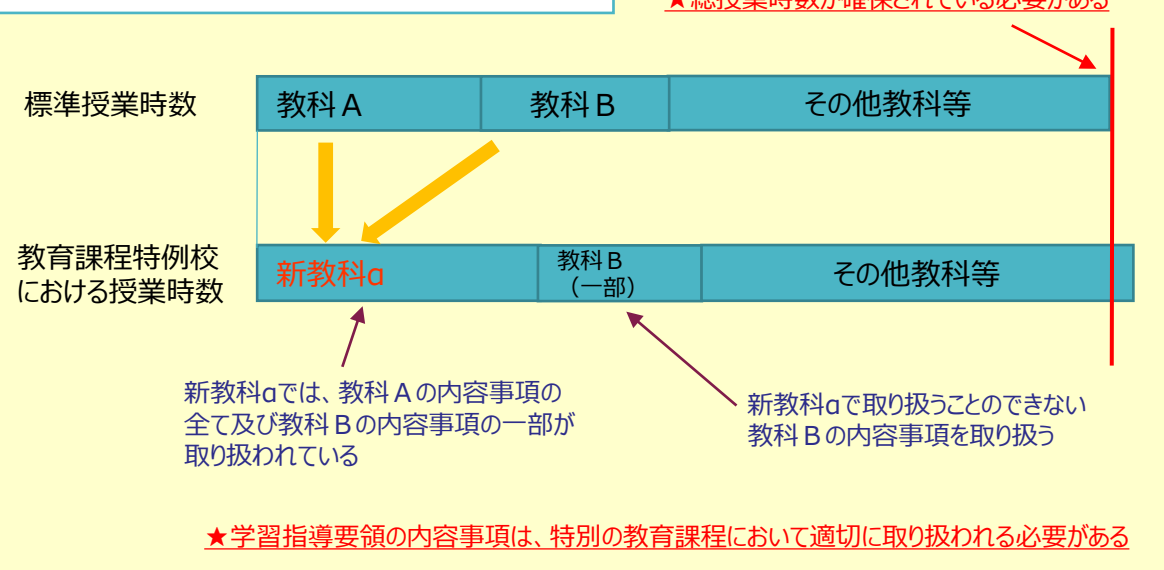
指定の状況（令和4年4月現在）

- 指定されている管理機関数 211件
- **指定されている学校数 1,823校**

【主な取組内容】

- ・学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
（例）北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
（例）大阪教育大学附属池田小学校：社会科、特別活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「安全科」を設定
- ・既存教科を英語で実施（イメージ教育）
（例）私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- ・学校段階間の連携による教育
（例）東京都立川市：社会科や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



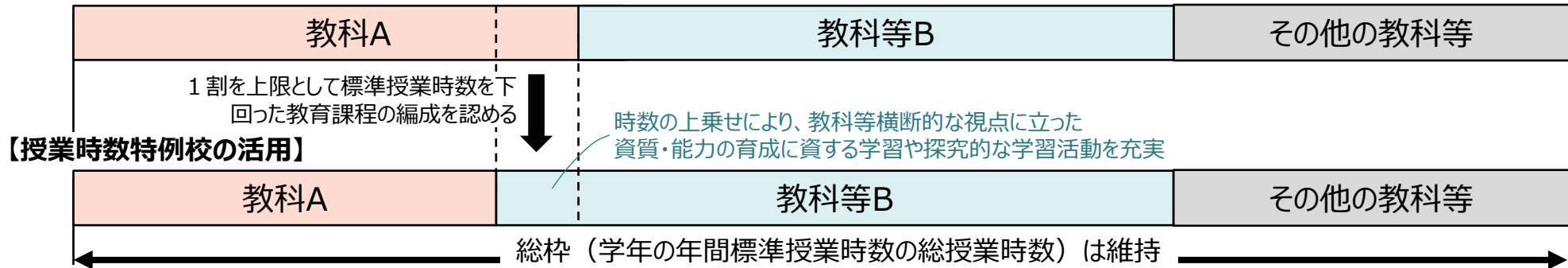
授業時数特例校制度

制度概要

- ・義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は維持した上で、**1割を上限として各教科**（※1）の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度
- ・下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せすることで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。
- ・令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ

【標準授業時数】



学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。

（指定の要件）

- ・学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること
- ・各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること
- ・児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系的に配慮がなされていること。
- ・保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ・児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

今後の予定

授業時数特例校制度の運用状況を把握し、検証する観点から、文部科学省において、必要に応じて調査等を行う。

指定の状況（令和4年4月現在）

- ・指定されている管理機関数：**18件**
- ・指定されている学校数：**28校**

【主な取組内容】

- ・埼玉県戸田市（中学校）：問題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等の育成のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
- ・京都府京都市（義務教育学校）：伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
- ・宮崎県宮崎市（中学校）：環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
- ・私立星美学園（小学校）：国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、国語科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

GIGAスクール構想の推進①

GIGAスクール構想とは：1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する構想。

構想の背景：①デジタル機器を学習に利用する時間は国際比較で最下位（OECD調査）、②学校のICT環境の整備状況に地域間の差が顕著（文部科学省調査）
⇒「Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。…1人1台端末環境は令和の時代における学校のスタンダード」
（令和元年12月 文部科学大臣メッセージ）

1. GIGAスクール構想に基づく学校ICT環境の整備

→ 当初令和元年度（補正予算）から令和5年度までと
していたGIGAスクール構想に基づく整備計画を、
コロナ禍も踏まえ大幅に前倒し

(1) 1人1台端末の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 1人1台の児童生徒端末の整備支援 3,149億円 →公立小中においては1人1台を概ね達成(令和3年3月)

【課題】 指導者用の学習指導端末が無い、古い(令和3年7月デジタル庁アンケート)

【取組】 指導者用の学習指導用端末については、地方交付税において1教室1台の端末を措置
※校務用については別途1人1台の端末を措置。

指導者用端末など授業環境高度化（令和3年度補正予算84億円）を実施

高校端末も令和4年度1年生の端末が整備完了予定（令和4年度中）



(2) 通信ネットワーク環境の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 **学校ネットワーク環境の全国整備 1,367億円** →ネットワーク供用を開始した学校は約98%。ネットワーク環境の
アセスメントの実施予定がない自治体等が約54%存在

（令和3年5月末時点調査）

【課題】 ネットワークが遅い、つながらない(令和3年7月デジタル庁アンケート)

【取組】 **ネットワークに関する全国一斉アセスメント及び応急対応**

（令和3年度補正予算及び令和4年度予算 GIGAスクール運営支援センター整備事業の内数）

• G I G Aスクール構想の推進②

2. 整備された学校ICT環境の活用支援の充実



(1) 運営支援

- 【現状】 日常的な支援等を行うICT支援員(※令和3年8月、「情報通信技術支援員」として省令に位置付け)の配置促進
令和3年3月にはチェックリストを含む端末の積極的な利活用について通知
臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況 31.2%(令和3年9月)⇒ 69.6%(令和4年1-2月) ※ICT端末の活用は84.4%
- 【課題】 ・教師に設定等の負担が集中している ・持ち帰りなど運用に地域差がある(令和3年7月デジタル庁アンケート)
- 【取組】 GIGAスクール運営支援センター整備事業(令和3年度補正予算52億円。令和4年度予算10億円)を開始
令和4年3月にはチェックリストを更新・充実した端末の活用の促進に向けたガイドライン等を策定するとともに、セキュリティポリシーガイドラインを改定。校務の情報化に関する専門家会議を設置・議論



(2) 学習指導等支援

- 【現状】 地域や学校に取組の差があることから、地域全体の底上げが必要
令和4年4月から高校の新指導要領に基づき「情報Ⅰ」が新設・必修科目へ
- 【課題】 ・指導法の普及が十分でない(令和3年7月デジタル庁アンケート) ・体制に地域差が存在
- 【取組】 「GIGA StuDX推進チーム」(令和2年12月設置)が、全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開。学校現場の悩みや課題に応じて優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジンなどプッシュ型・伴走型の支援を実施。教職員支援機構と連携した解説動画などオンライン研修プログラムの充実や ICT活用教育アドバイザーによる専門的な助言や研修支援も実施

<今後の展開> ⇒ デジタル庁をはじめとした関係省庁と一層連携して、GIGAスクール構想を推進！

- コンテンツの充実(デジタル教科書、オンライン学習システム(MEXCBT)) ●全国学力・学習状況調査のCBT化 ●デジタル化による校務効率化
- GIGA後の教師や学校施設の在り方 ●教育データ利活用ロードマップ【デジタル庁】 ●エビデンス整備(EBPM)【内閣府経済財政担当】
- EdTech、STEAM教育【CSTI、経済産業省】 など

GIGAスクール構想・学校DX関係予算

令和5年度予算額（案）	52億円
（前年度予算額）	57億円
令和4年度第2次補正予算額	126億円



文部科学省

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用は進展しつつあるが、**地域や学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている**状況であり、「**端末活用の日常化**」を全国の学校で浸透させていくことが重要。また、単に紙からデジタルへの置き換えに留まることなく、**子供たちの学び方そのものの変革**につなげていくことが重要。一方で、**校務のデジタル化も未だ発展途上段階**にあり、全国的な校務のデジタル化と教職員の負担軽減等も喫緊の課題。

子供の学びの変革

- **GIGAスクールにおける学びの充実** R4補正 9億円、R5当初 3億円
 - リーディングDXスクール事業
 - 先進的な実践例の創出・全国展開
 - 教科横断的プログラムの開発・展開、GIGAスクール構想のための調査・分析
 - 高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業
 - 専門人材の育成・確保の仕組の確立、「情報II」の教材・指導事例等の開発・普及
- **学習者用デジタル教科書普及促進事業** R5当初 18億円
 - 英語は全小中学校等、算数・数学を一部の小中学校等を対象に提供
- **デジタル教科書・デジタル教材等通信環境調査研究** R4補正 5億円
 - デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用促進を見据えた通信環境の調査研究
- **CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用促進** R4補正 3億円、R5当初 4億円
 - オンライン上で学習・アセスメントできるMEXCBTの機能改善（全国学力・学習状況調査のCBT化対応等）・活用促進
- **先端技術・教育データの利活用推進** R4補正 0.6億円、R5当初 2億円
 - 最先端技術や教育データの効果的な利活用推進のための実証等
 - データ標準化の推進や、自治体等が安心・安全に教育データを利活用するためのガイドラインの作成等



校務・教育行政のDX

- **次世代の校務デジタル化推進実証事業** R4補正 10.5億円、R5当初 0.8億円
 - 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施し、モデルケースを創出することで、事業終了後の全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替えを目指す（実証地域：全国5箇所（都道府県、政令市））
 - 実証研究と並行して、校務の棚卸・標準化（デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理）を行った上で、「校務DXガイドライン」（仮称）の策定、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂
- **WEB調査システム（EduSurvey）の開発・活用促進** R4補正 0.2億円、R5当初 0.6億円
 - 学校現場や教育委員会においても、調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高まっていること等も踏まえ、文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減等にも資するシステムを開発



端末更新などの次なるフェーズが到来するまでに課題解決に向けた取組を集中的に進め、学校DXを加速

地域・学校間格差の解消

- **GIGAスクールにおける学びの充実（再掲）**
学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業
 - 1人1台端末の日常的な活用について、課題を抱える自治体・学校に対して国がアドバイザーとして任命した者を派遣して集中的な伴走支援を行い、地域間・学校間の格差解消に向けた取組を実施
 - 学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内の協議、ICT支援員との情報共有等の業務を行うコーディネーターを配置
- **GIGAスクール運営支援センターの機能強化** R4補正 71億円、R5当初 10億円
 - 全ての学校が端末活用の「試行錯誤」から「日常化」のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現するための支援基盤を構築（運営支援センターの機能強化）
 - 都道府県中心の広域連携の発展、学校DX戦略アドバイザー等も参画した協議会設置（自治体間格差解消や教育水準向上等）
 - 自治体の利活用状況に応じた補助メニューの充実



「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築

- **教員研修の高度化支援** R4補正 25億円
 - 教師の研修受講履歴を記録する新たなシステムを国が主導して開発、研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームを構築
 - 多様な教員研修コンテンツを開発
 - 喫緊の教育課題に対応する成果確認を併せた研修コンテンツ、外部人材等の入職支援研修コンテンツ、教師の多様なニーズに対応する研修コンテンツ
 - 教委と大学等が協働して、研修の成果確認と評価など、教員研修の高度化モデルを開発
- **（独）教職員支援機構の機能強化** R4補正 2億円、R5当初 13億円
 - 新たな指導法や研修手法の開発・普及等を基幹的に担う「次世代型教師研修開発センター（仮称）」を設置
 - 研修受講者が安全・安心に研修に専念できる研修・宿泊環境の形成
- **新任校長オンライン集合ハイブリッド研修** R5当初 0.2億円
 - 新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図る

「GIGA StuDX 推進チーム」による活動について

令和4年6月現在

文部科学省において、GIGAスクール構想が整備から活用のフェーズへと移行する中、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質の向上を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開**しています。

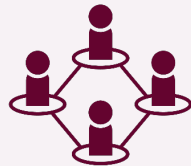
GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**10名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援



- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映

- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

GIGA StuDX 推進チームの活動

ネットワークの構築



教育委員会等と緊密なやり取りを行い、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援

オンラインを活用した協働



全国の教育委員会等の担当者向けオンライン連絡会議の実施や市町村の担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等

StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載

メールマガジンの配信



「GIGA StuDXメールマガジン」として、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信
(R4.6現在 約23,900部)

(注) 「GIGA StuDX」とは、GIGAスクール構想の浸透による学びのDX（デジタル トランスフォーメーション）と学校の教育活動におけるICT利活用の促進のためのExchange（情報交換）を掛け合わせた造語です。

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、①活用のはじめの一歩となる「慣れる」「つながる」活用事例 ②各教科等での活用事例 ③STEAM教育等の教科等横断的な学習での事例があります。

スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

QRコード

「すぐにも” ”どの教科でも”
”誰でも”活かせる1人1台端末の活用シーン

慣れる
つながる
活用

各教科等
での活用

STEAM教育等
の教科等横断的な
学習

教師と子供が
つながる

子供同士が
つながる

学校と家庭が
つながる

職員同士で
つながる

GIGAに慣れる（文房具や道具として使えるようにする）

各教科等での活用事例

各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について
小学校・中学校・高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特質を踏まえた活用事例を紹介しています。

小学校	中学校
国語	国語
社会	社会
数学	数学
理科	理科
生活	音楽
音楽	美術
保健体育	保健体育
技術・家庭	技術・家庭
体育	外国語
外国語活動 外国語	特別の教科 道徳
特別の教科 道徳	総合的な 学習の時間
特別活動	特別活動
特別支援教育	高等学校
視覚障害	国語
聴覚障害	地理歴史
知的障害	公民
肢体不自由	数学
発達障害	理科
	保健体育
	芸術
	外国語
	家庭
	情報
	総合的な 学習の時間
	特別活動

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例

各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。

GIGAに慣れる活用事例

学習環境づくり等の取り組みや、学習環境づくり等の取り組みや、パスワード指導やルールづくり等の適切で安全な端末活用の事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例

「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生に向けての活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携

各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方などを紹介しています。

特集ページ

StuDX Styleを活用したミニ研修プランや、先進的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を令和4年3月、文部科学省の有識者会議において提言。

在り方

▶ Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

創意工夫により特色・魅力を発揮：

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習展開できる教室環境の整備 等



▲ 単一的な機能・特定の教科に捉われないアクティブラーニングルーム、可動する壁面・机を活用した授業が可能



▲ 多様な学習活動に柔軟に対応可能な多目的スペース

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間、空調設備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化等

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく「共創空間」の整備、他の公共施設等との複合化・共用化等

土台として着実に整備を推進：

安全 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

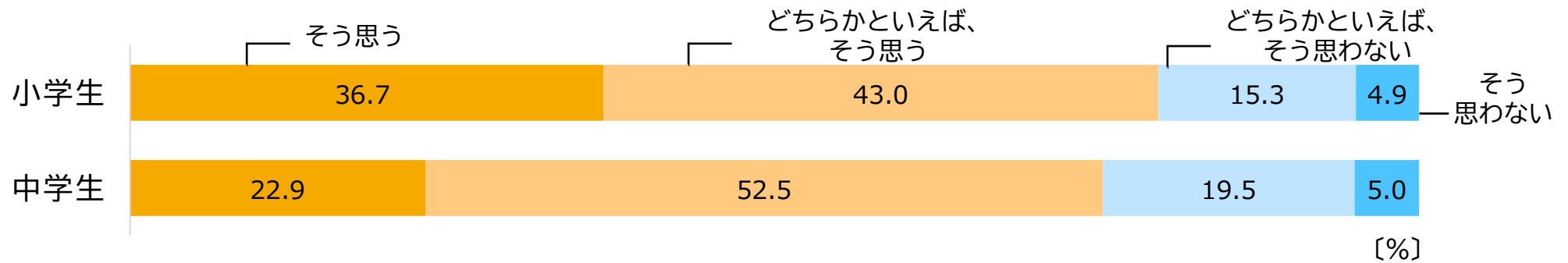
推進方策

学校設置者：教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や、首長部局と協働した計画的・効率的な整備の推進等

国：学校施設整備の方向性(目標水準)の提示や、モデル事業やプラットフォーム構築等の技術的支援の充実等

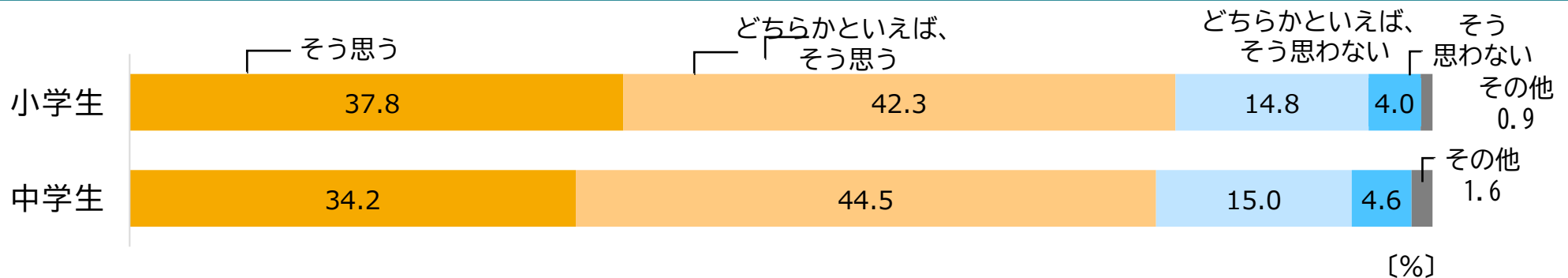
令和4年度全国学力・学習状況調査 個に応じた指導について

【児童生徒質問紙】5年生まで〔1, 2年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか



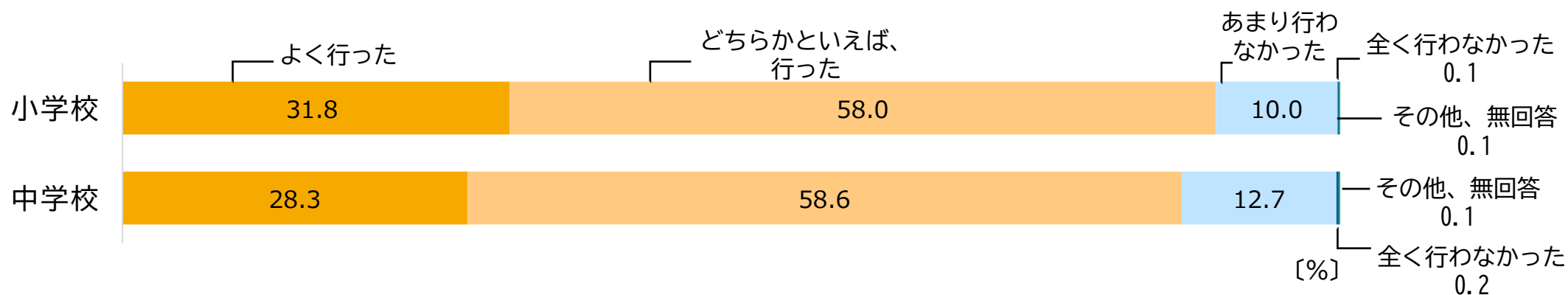
協働的な学びについて

【児童生徒質問紙】学級の友達〔生徒〕との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか

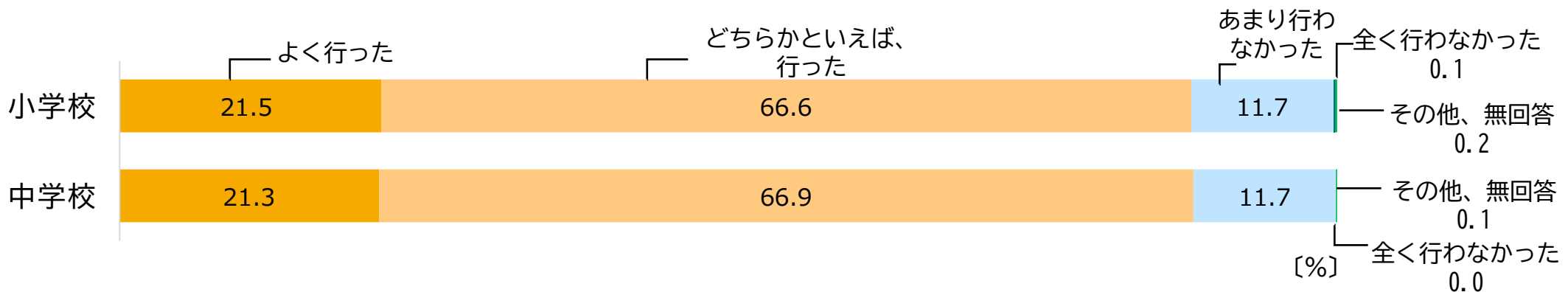


令和4年度全国学力・学習状況調査 個に応じた指導について

【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れましたか



【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか



令和4年度全国学力・学習状況調査 個に応じた指導について

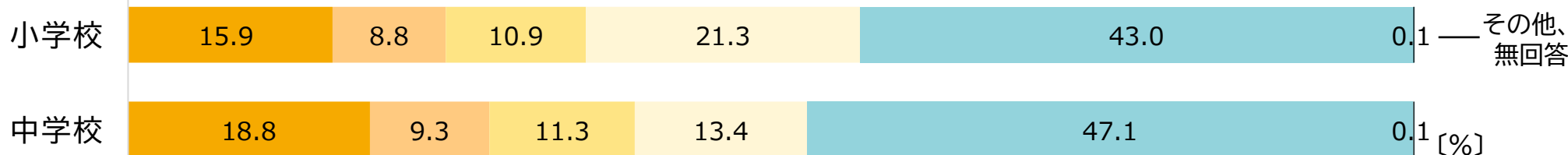
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対する算数〔数学〕の指導として、前年度に、算数〔数学〕の授業における少人数による指導を行いましたか



【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対する算数〔数学〕の指導として、前年度に、算数〔数学〕の授業における習熟度に応じた指導を行いましたか



【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対する算数〔数学〕の指導として、前年度に、算数〔数学〕の授業におけるチーム・ティーチングによる指導を行いましたか

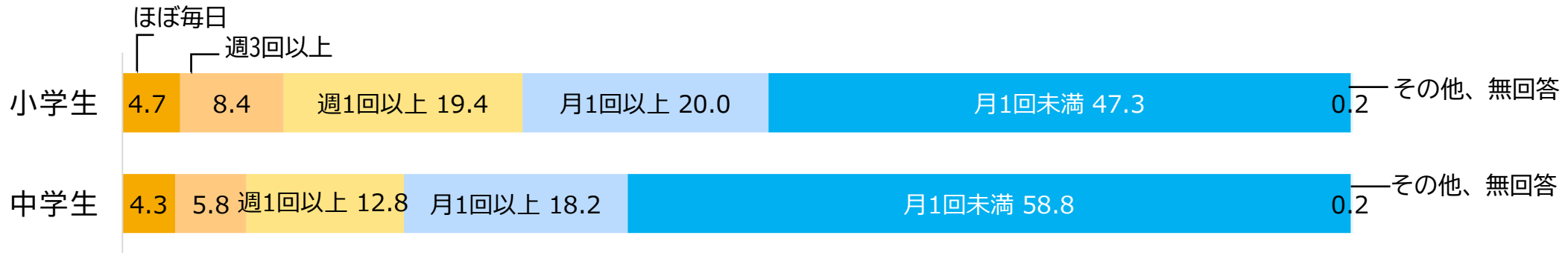


- 年間の授業のうち、おおよそ3/4以上で行った
- 年間の授業のうち、おおよそ1/2以上、3/4未満で行った
- 年間の授業のうち、おおよそ1/4以上、1/2未満で行った
- 年間の授業のうち、おおよそ1/4未満で行った
- 行なわなかった
- その他、無回答

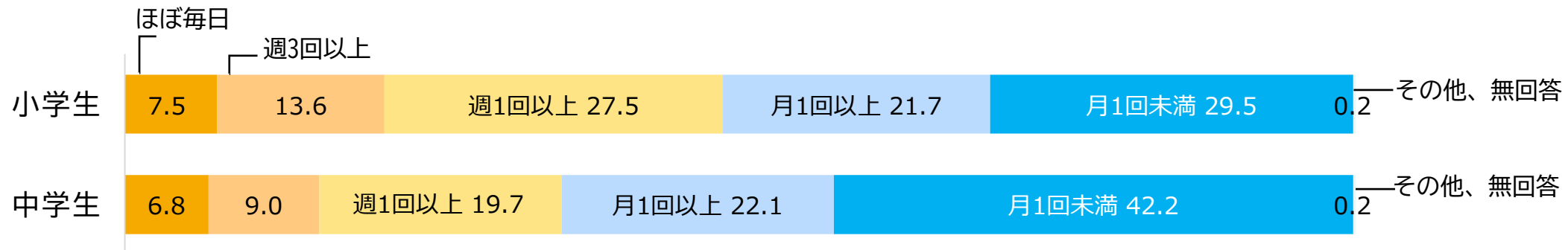
令和4年度全国学力・学習状況調査 個に応じた指導について

【学校質問紙】児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器について、以下のような用途でどの程度活用していますか

児童生徒のスタディ・ログを活用した学習状況等の確認

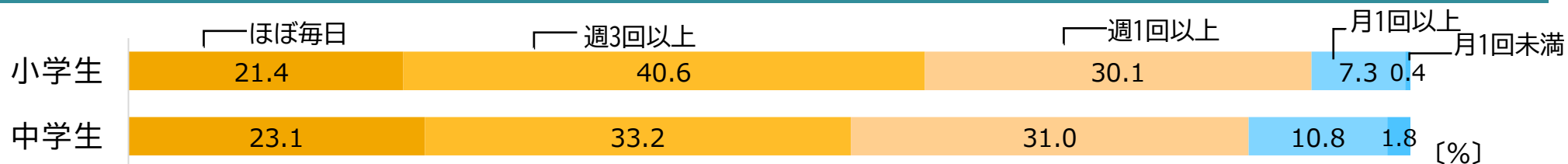


児童生徒の特性・学習進度等に応じた指導



令和4年度全国学力・学習状況調査 ICTを活用した学びについて

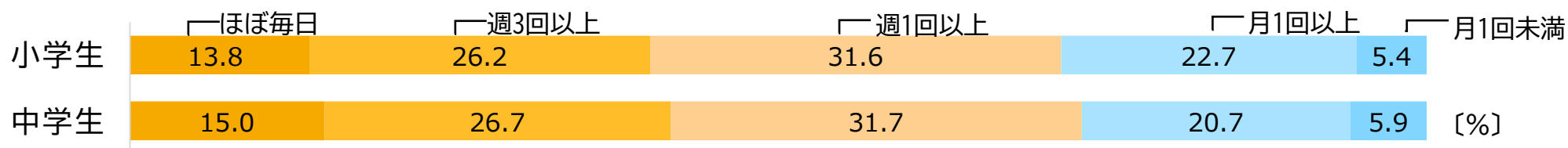
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒が自分で調べる場面（ウェブブラウザによるインターネット検索等）では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか



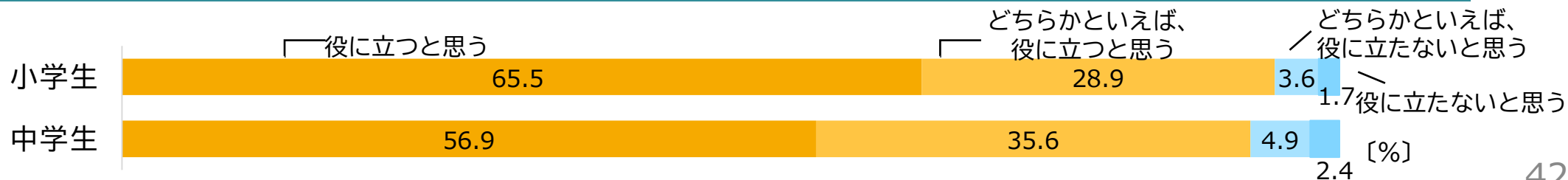
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒同士がやりとりする場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用させていますか



【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面では、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用させていますか



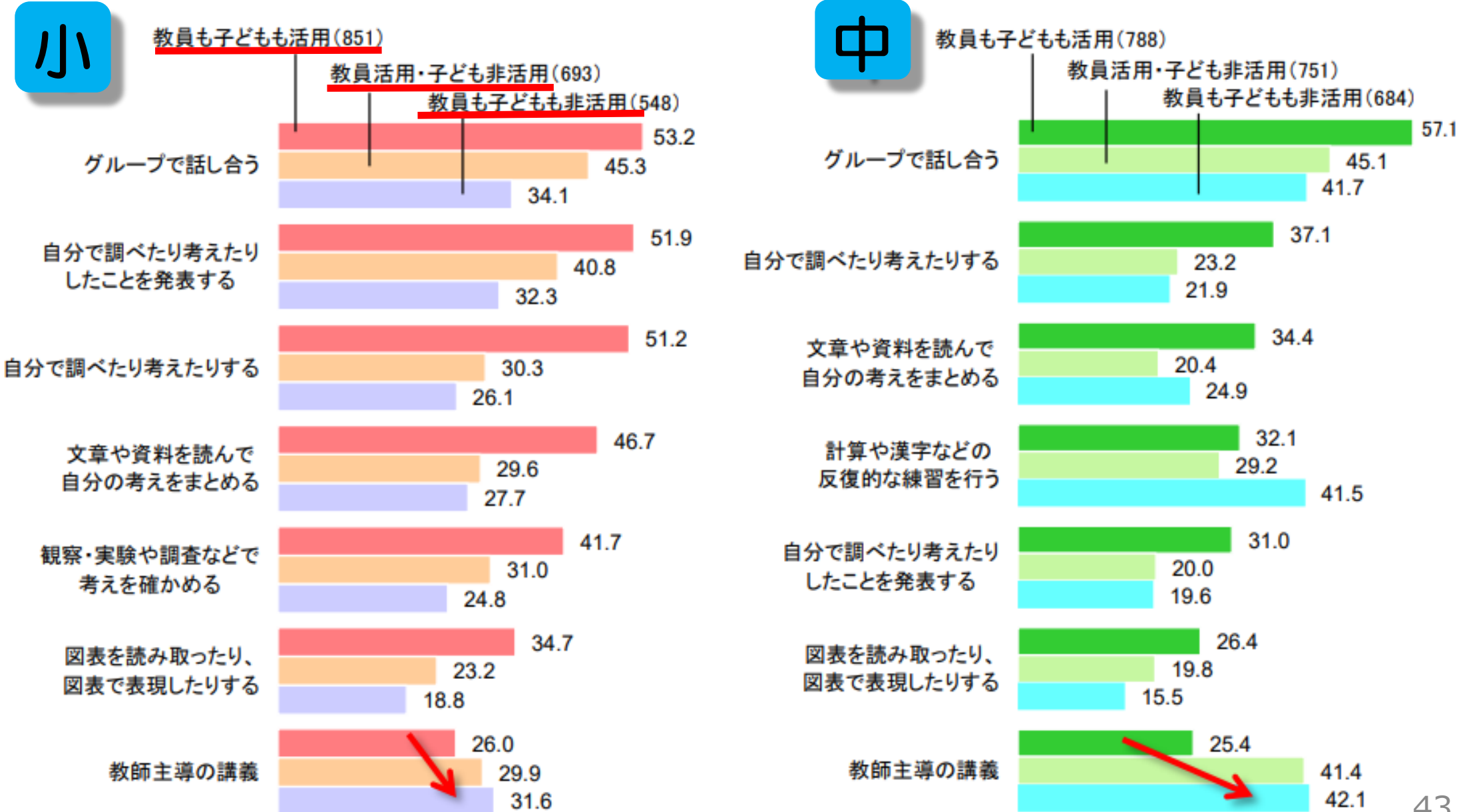
【児童生徒質問紙】学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか



ICT機器の活用と新学習指導要領との関連

出典：小中学校の学習指導に関する調査2021 (bennese.jp)

教員・子どもの双方がICT機器を活用している場合、子どもが主体的に活動する授業形態をとる比率が高い。



2. 学びの多様性

(2) 多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成

2. 学びの多様性

2) 多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成

- － 多様性と包摂性を両立し、グラデーションのある学校教育を実現するためには、どのような課題があり、その解決のためには、どのような方策が考えられるか。

「多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成」（令和答申抜粋）

- 新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力をより一層確実に育むため、子供たちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、また社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めることが重要である。その際、インクルーシブ教育システムの理念の構築等により、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子供たちに対して、**自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要**であり、実態として学校教育の外に置かれることのないようにするべきである。特に、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする義務教育段階においては、このことが強く求められる。
- このため、学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により**多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要**である。その際、現状の学校教育における個の確立と異質な他者との対話を促すことに弱さがあるとの指摘も踏まえ、**一人一人の内的なニーズや自発性に応じた多様化を軸にした学校文化となり、子供たちの個性が生きるよう、個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくべきである。**

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ

3 今後の取組の基本的な考え方

(3) 取組を進める上での考え方

- 義務教育は憲法や教育基本法に基づき、全ての子供たちに対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として基本的な資質を養うことを目的とするものであり、これは特異な才能のある児童生徒にとっても変わるものではない。
このため、特に義務教育段階においては、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子供たちに対して、将来的な自立と社会参加を見据えて、**子供たち同士が共に生き、共に学ぶ空間としての学校内の多様性と包摂性を高める中で、一人一人の社会性を涵養していくことが重要**である。

4 今後取り組むべき施策

(1) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の充実に向け有識者会議が想定するあるべき姿

<教室や学校の様子>

- ・ 特異な才能のある児童生徒が普段過ごす学校の教室では、**子供たち一人一人がその多様性が認められ、それぞれを包摂する授業や学級経営が展開**されている。**特異な才能のある児童生徒の特性や必要な支援等について教師の理解が進み、児童生徒や保護者との適切なコミュニケーションの下、1人1台端末も活用しつつ、学習内容の習熟の程度に応じた自由度の高い学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高め合う教育活動**が行われており、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に充実されている。(略)

1.1.2 生徒指導の実践上の視点

（４）安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。**お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。**そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（案）

II 今後の教育政策に関する基本的な方針

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

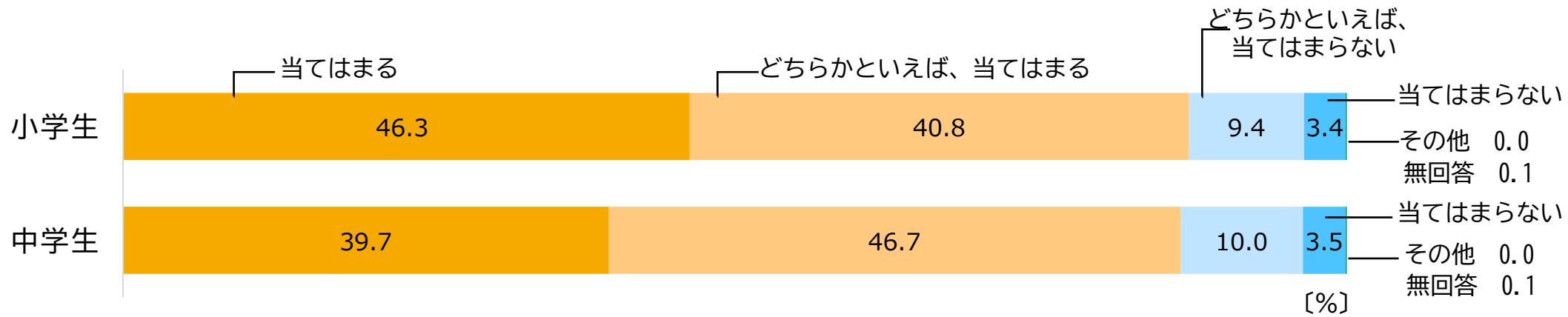
○誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。

○その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

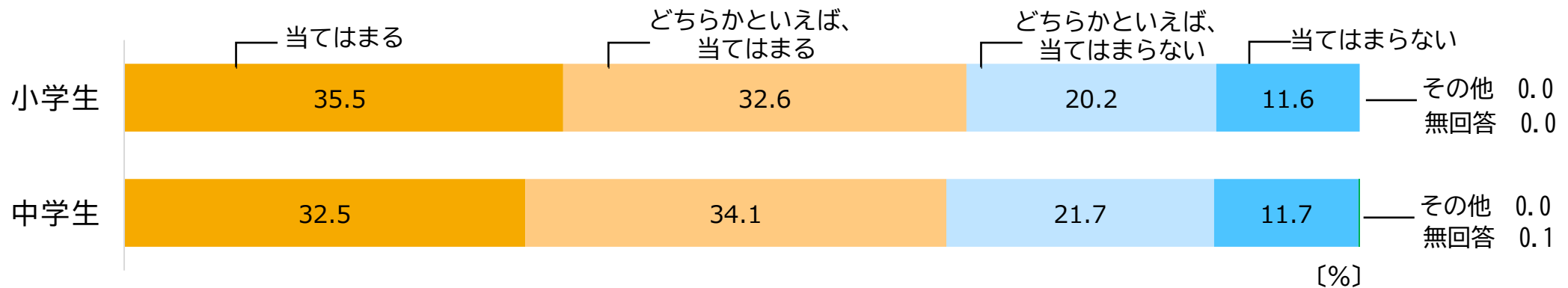
○また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取った DE&I（Diversity、Equity and Inclusion）の考え方も重視されてきている。

令和4年度全国学力・学習状況調査 多様性と包摂性を両立する学校文化の醸成について

【児童生徒質問紙】先生は、あなたのよいところを認めてくれていますか

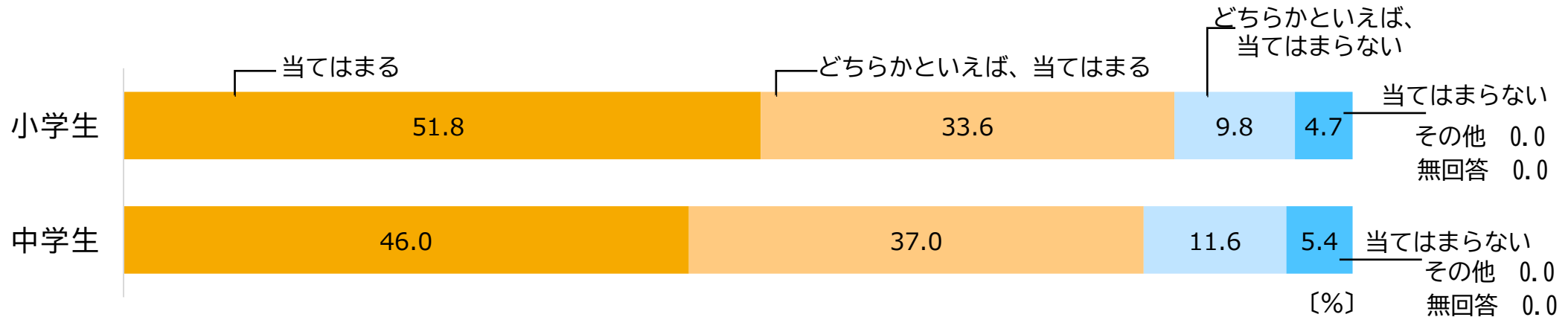


【児童生徒質問紙】困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか

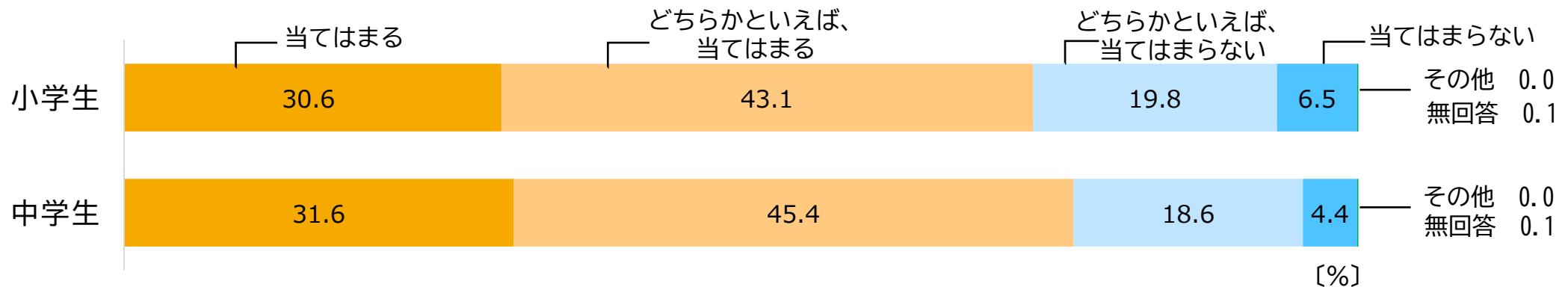


令和4年度全国学力・学習状況調査 多様性と包摂性を両立する学校文化の醸成について

【児童生徒質問紙】学校に行くのは楽しいと思いますか



【児童生徒質問紙】自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

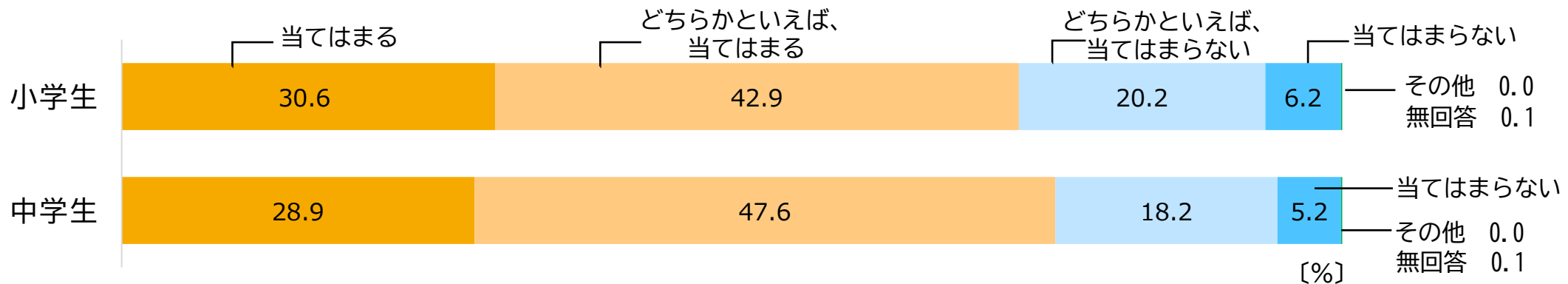


令和4年度全国学力・学習状況調査 多様性と包摂性を両立する学校文化の醸成について

【児童生徒質問紙】友達と協力するのは楽しいと思いますか

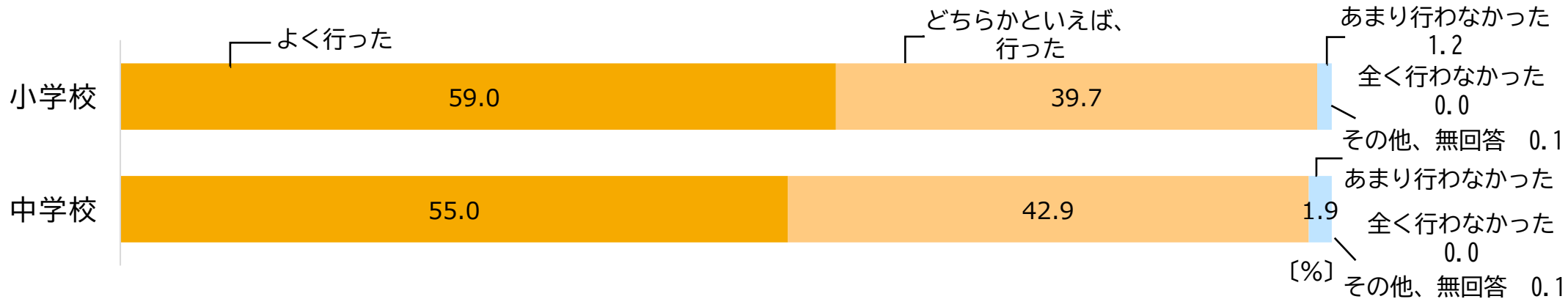


【児童生徒質問紙】あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会〔学級活動〕で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか

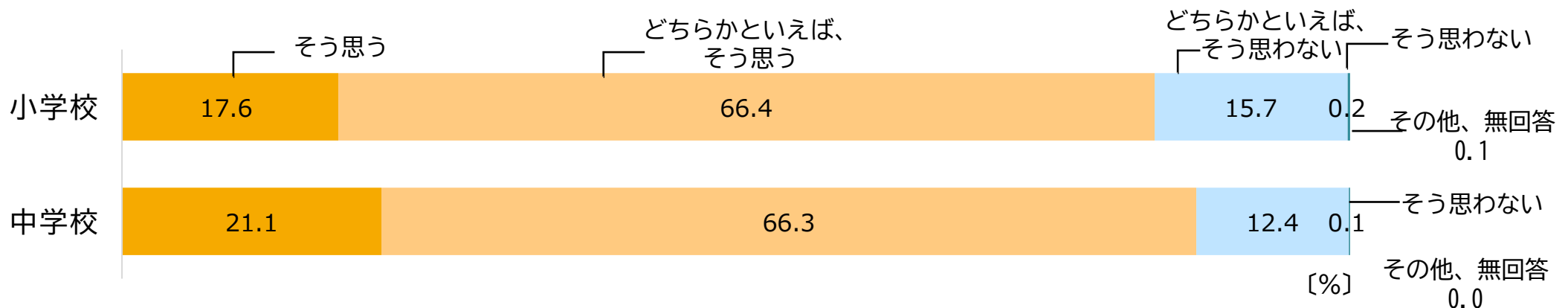


令和4年度全国学力・学習状況調査 多様性と包摂性を両立する学校文化の醸成について

【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、学校生活の中で、児童生徒一人一人のよい点や可能性を見つけ評価する（褒めるなど）取組を行いましたか

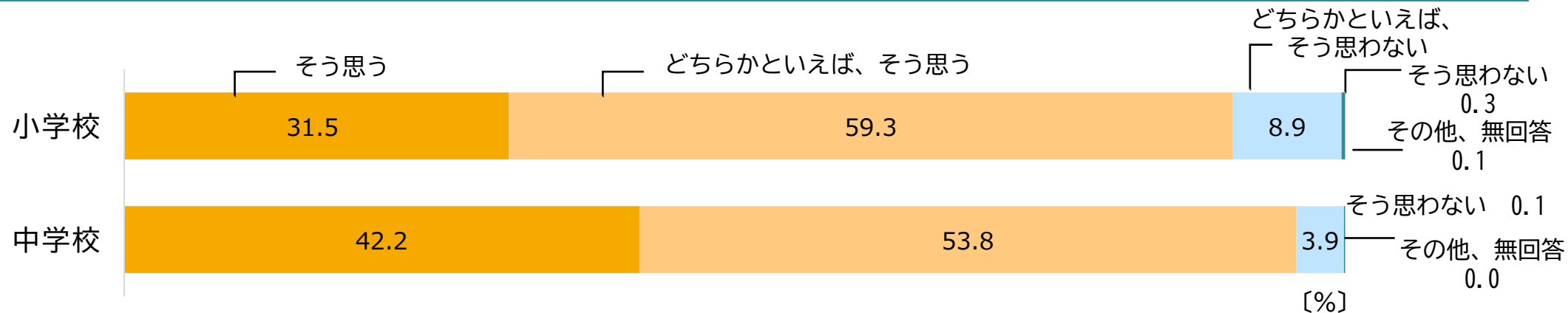


【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか

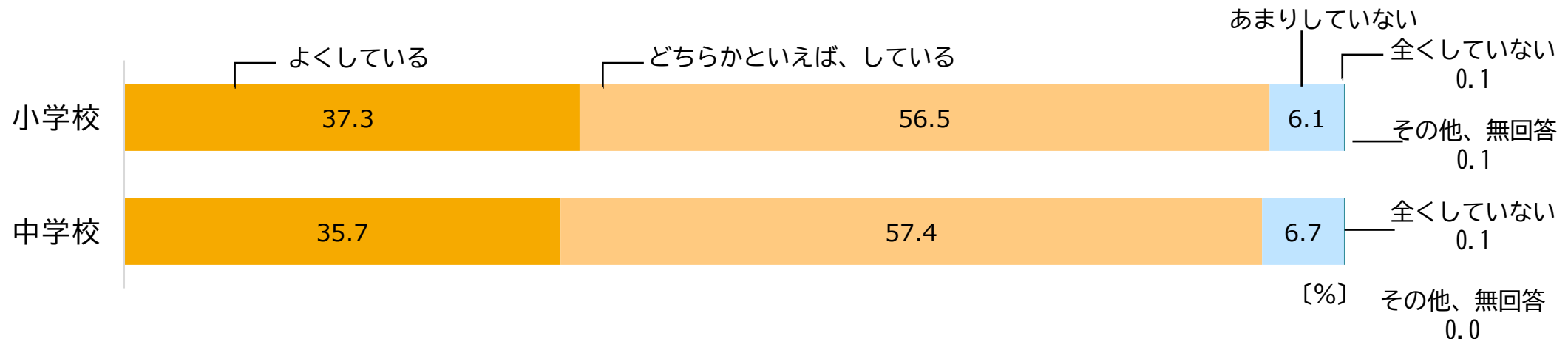


令和4年度全国学力・学習状況調査 多様性と包摂性を両立する学校文化の醸成について

【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、相手の考えを最後まで聞くことができていると思いますか



【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、学級生活をよりよくするために、学級会〔学級活動〕で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法等を合意形成できるような指導を行っていますか



2. 学びの多様性

(3) 学びにおけるオンラインの活用

2. 学びの多様性

3) 学びにおけるオンラインの活用

- － へき地等の小規模校や、不登校特例校等における遠隔授業の活用・推進について、どのように考えるか。
- － NPOや民間企業等が、様々なオンラインプログラムを提供している現状を踏まえ、学校との連携や支援の観点から、オンラインを活用した学びの充実について、どのように考えるか。

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R4）

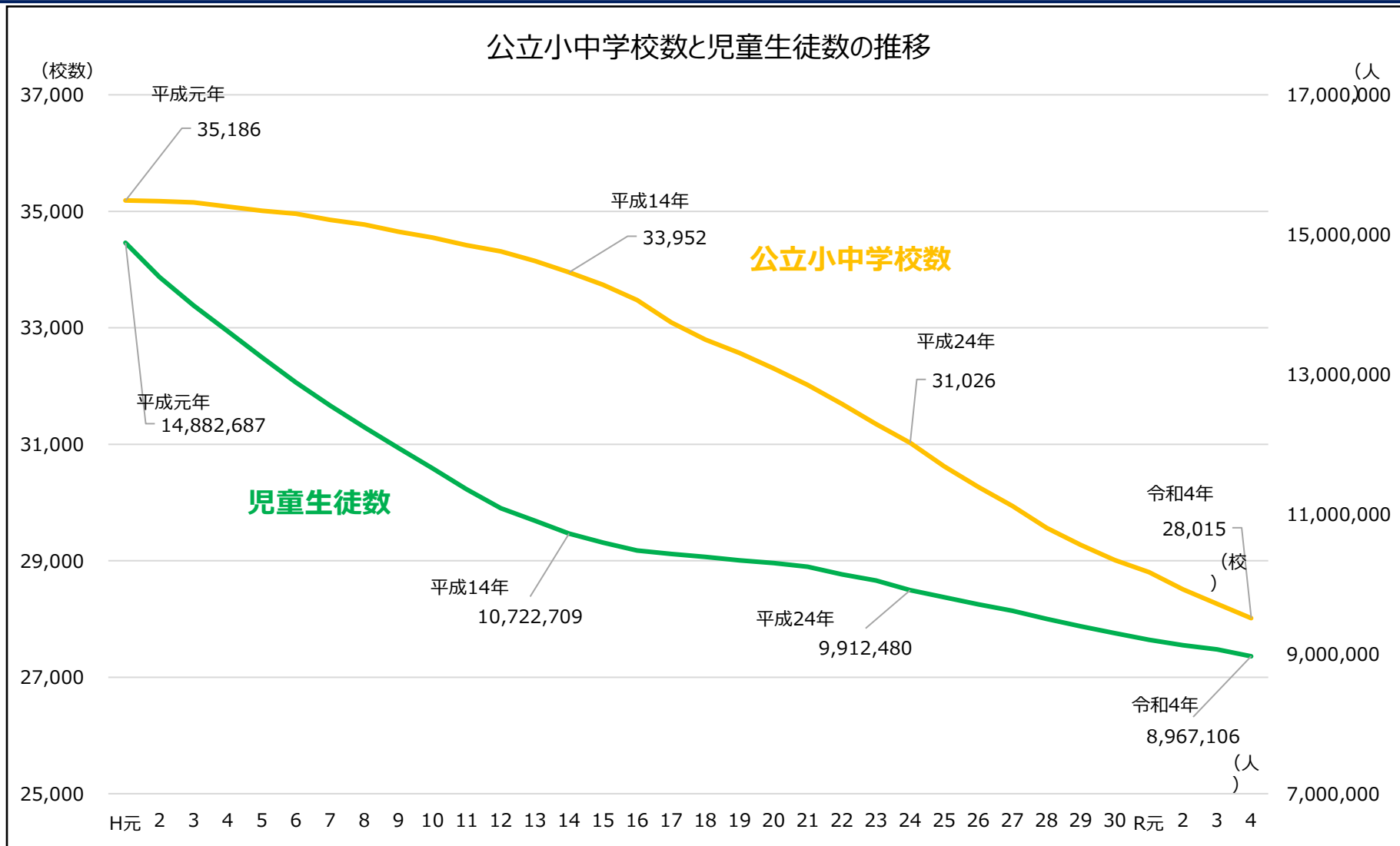
○ 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.7% (3,011校)減少。

○ 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.5% (945,374人)減少。

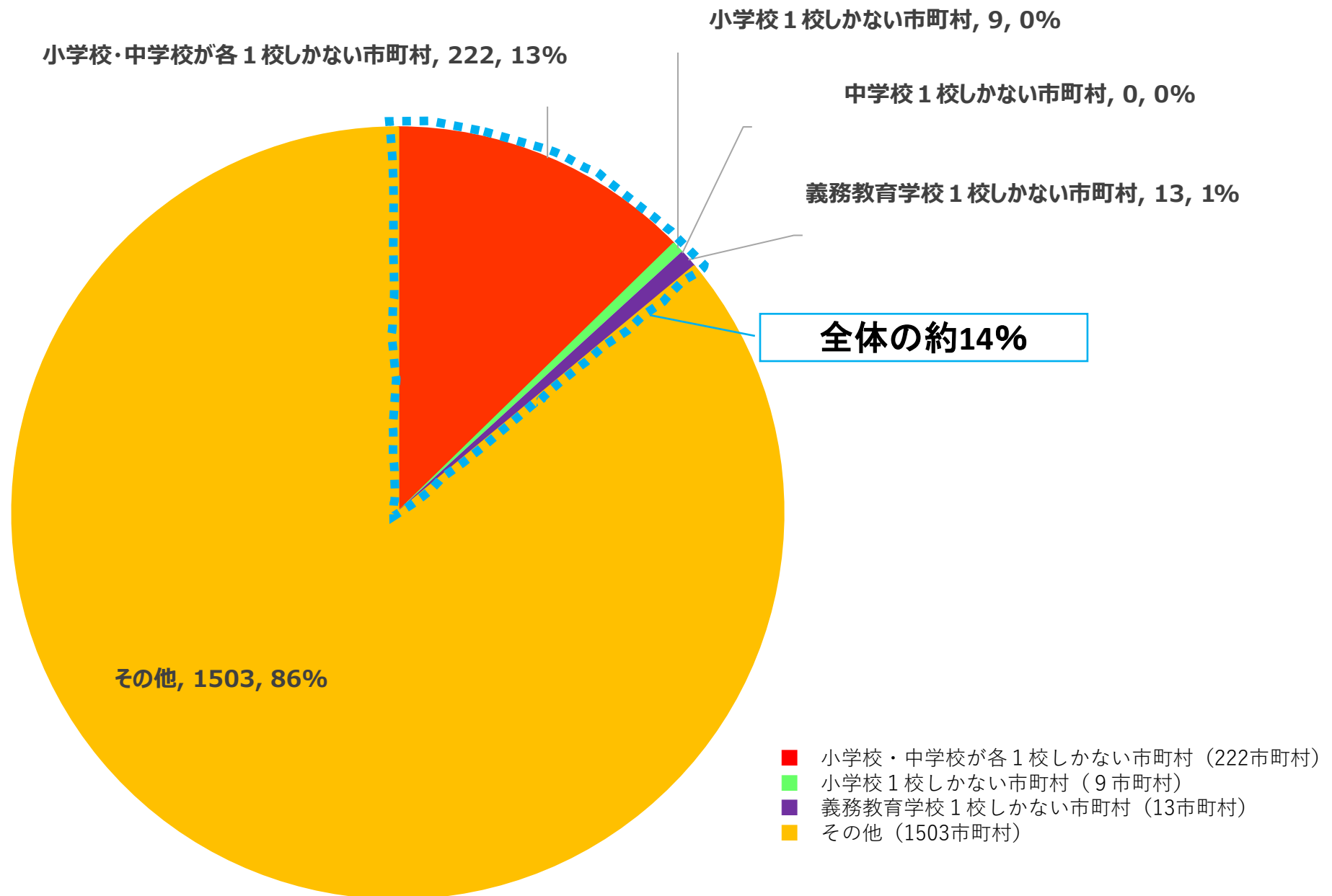
○ 1市町村に1小学校1中学校等※¹という市町村は244 (14.0%)※²ある。※³

※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務

※2: 令和3年5月1日時点の市町村数 (1747市町村)を分母として算出



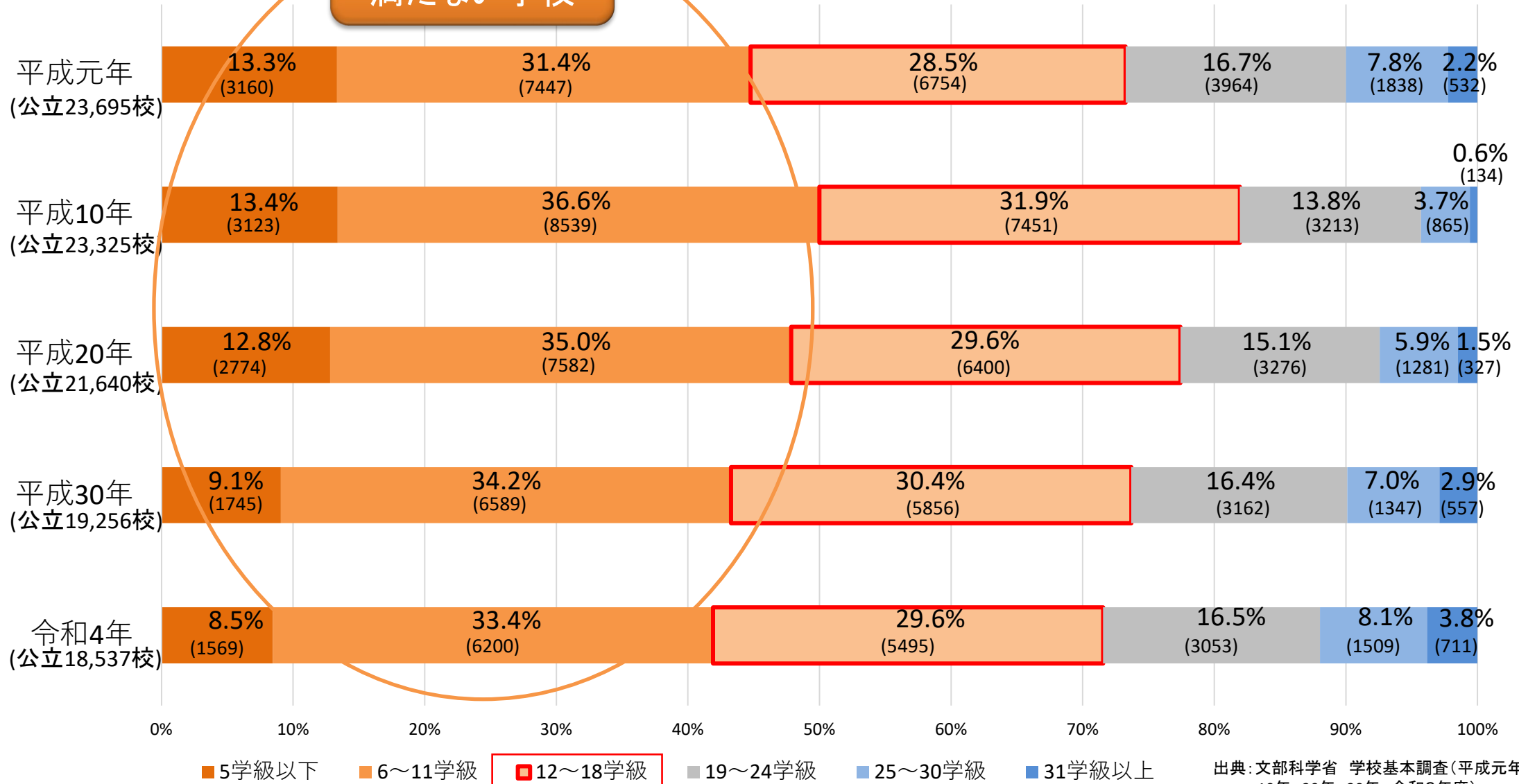
1小1中等（1小学校/1中学校/1義務教育学校）の割合



公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



標準規模

【学校教育法施行規則第41条】

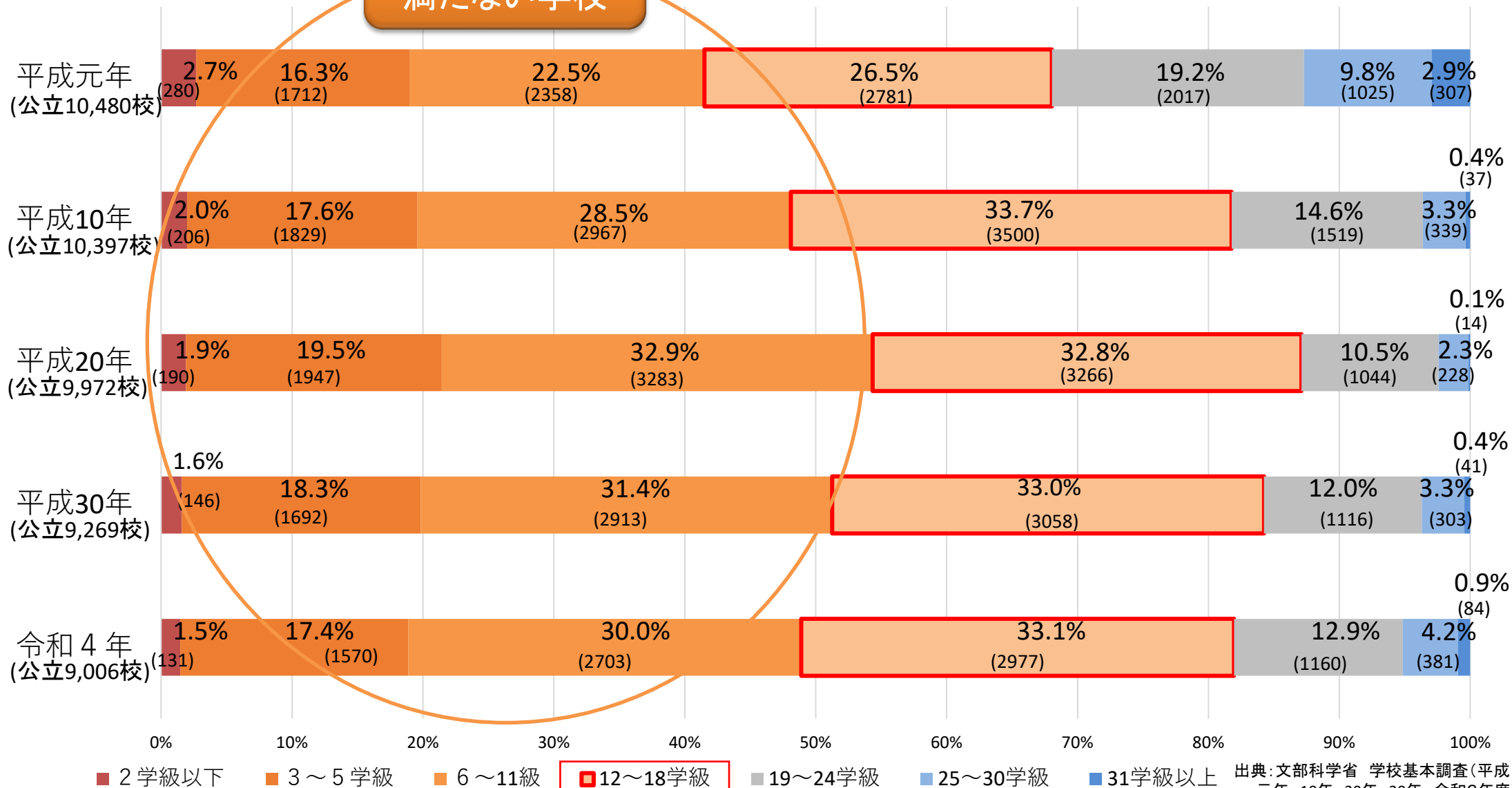
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

出典：文部科学省 学校基本調査（平成元年、10年、20年、30年、令和3年度）

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



出典: 文部科学省 学校基本調査(平成元年、10年、20年、30年、令和3年度)

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

小規模校のメリット

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
 - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
 - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
 - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
 - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
 - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
 - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
 - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
 - ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
 - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

(出典) 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日 文部科学省)

※【 】中及びタイトルは、本資料用に改編。

小規模校（特に、少人数の学級）の課題

【学級における児童生徒数（学年単学級の場合）が極端に少ない場合に生じる課題】

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。（略）一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（略）、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、（略）学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（出典）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日 文部科学省）

※【 】中及びタイトルは、本資料用に改編。

オンラインを活用した学び（令和答申抜粋）

第Ⅰ部 総論

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

（3）これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- 新たなICT環境や先端技術を効果的に活用することにより、以下のようなことに寄与することが可能となると考えられる。
 - ・ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払うこと**（例えば、遠隔教育により、学びの幅が広がる、多様な考えに触れる機会が充実する、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど、場面に応じた学びの支援を行うこと）

第Ⅱ部 各論

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

（1）基本的な考え方

- 今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じて、端末の日常的な活用を「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、**教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）**ことで個別最適な学びと、協働的な学びを展開することが必要である。

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

（3）特例的な措置や実証的な取組等

②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養，不登校など）に対し，**遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度や，学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進**に向けて，好事例を周知し，学校外での学習活動の適切な把握を進めるとともに，制度の利用状況を分析し，より適切な方策を検討するべきである。

③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- **遠隔・オンライン教育も活用した，日本や外国の大学や研究機関，企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどを活用**することで，最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導について，実証的な研究開発を進めることが必要である。
- また，**特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し，多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については，学校外における受講も認めること）**について，**特例的な措置を講じ，対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施**するべきである。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

（2）児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから、「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、**山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用**することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。

遠隔教育の類型

合同授業型

▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

教師支援型

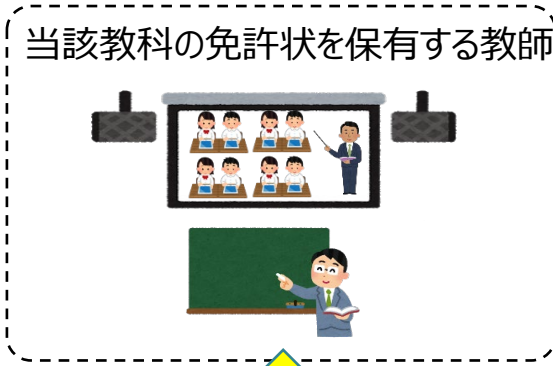
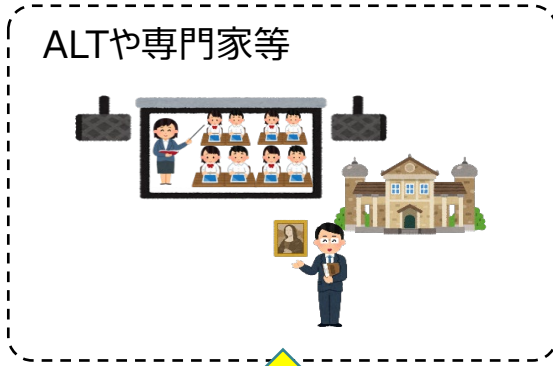
▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

教科・科目充実型

※高等学校段階のみ

▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

送信側



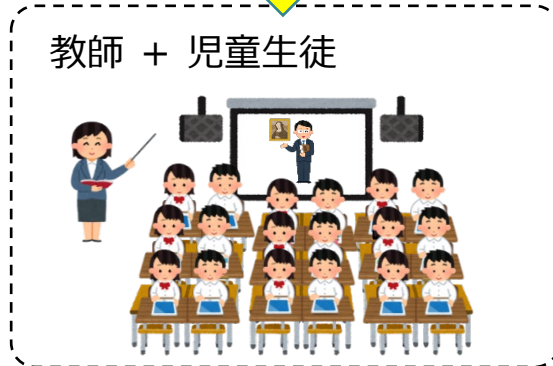
同時双方向



同時双方向



受信側



- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げること**や、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔合同授業

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



	従来型の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多人数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施 (年に1～数回程度)	継続的・計画的に実施 (1年を通して実施)
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

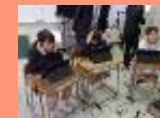
多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発議に気づくことができる。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L Tがない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。



遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

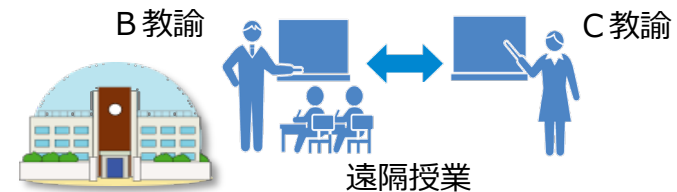
※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校 (受信側)

遠隔教育特例校

※配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める**下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）**を満たしていると認められる場合

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ



離島におけるオンラインを活用した学習支援の事例（高松市）

離島は教育にとって魅力的なところである一方、物理的な制約もあり身近な先輩等、将来のロールモデルになるような人々との交流が困難。



①香川大学の学生と子供たちでオンラインを中心としたワークショップ形式の交流を実施。

- ・交流を重ねるにつれ、一方通行の交流から双方向の交流が実現
- ・10回程度から、大学生と子供たちとの関係性、信頼性が構築
- ・20回程度から、交流の質が向上、大学生からのサポートがスムーズになるなど、子供たちの積極性が向上

②本土の小学校と目的を設定しない交流を毎朝30分程度実施

- ・児童からは、「船に乗らなくても、友達ができうれしかった」「友達が近くに本当にいるみたい」などの感想
- ・授業という計画された中での遠隔での交流はもちろん、休み時間に子供同士が主体的につながっている姿に可能性を感じた。偶発的な出会いの中で、即興的に創り上げていくコミュニケーションこそ、遠隔でも体温を感じることができるICT活用になることがうかがえた。



令和3年度 スマートアイランド推進実証調査

スマートシティたかまつ推進協議会

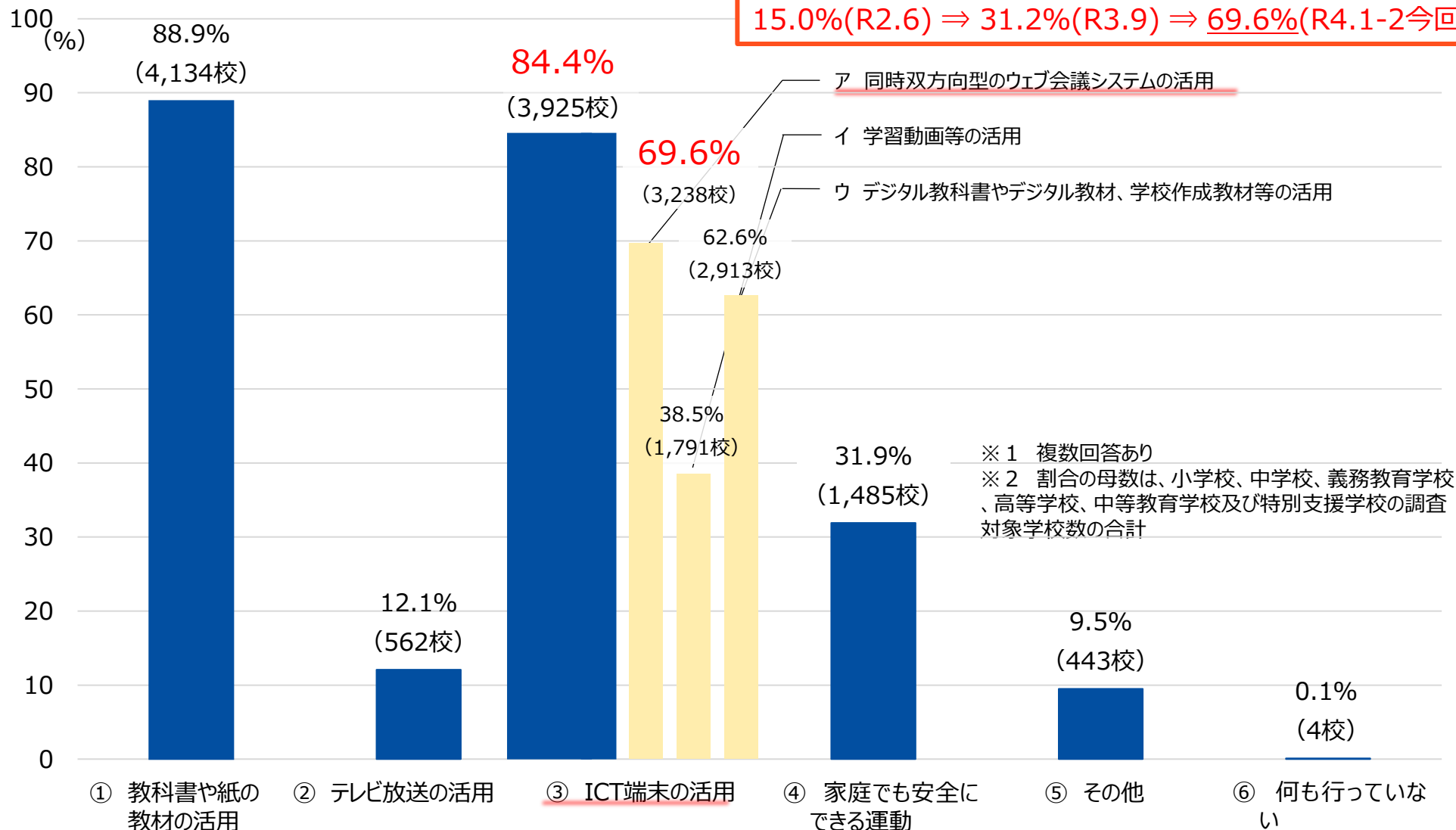
有限会社ケノヒ、高松市、株式会社NTTドコモ 四国支社、株式会社Geolonia 発表資料より作成

臨時休業期間中の学習指導等に関する文部科学省調査（概要）

学校に登校できない状況の中でも学びを止めないため、オンラインを活用した同時双方向の学びが急速に広がった

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
調査対象期間 令和4年1月11日（火）～2月16日（水）

臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況が、過去の調査と比較して改善。
15.0%(R2.6) ⇒ 31.2%(R3.9) ⇒ **69.6%(R4.1-2今回調査)**



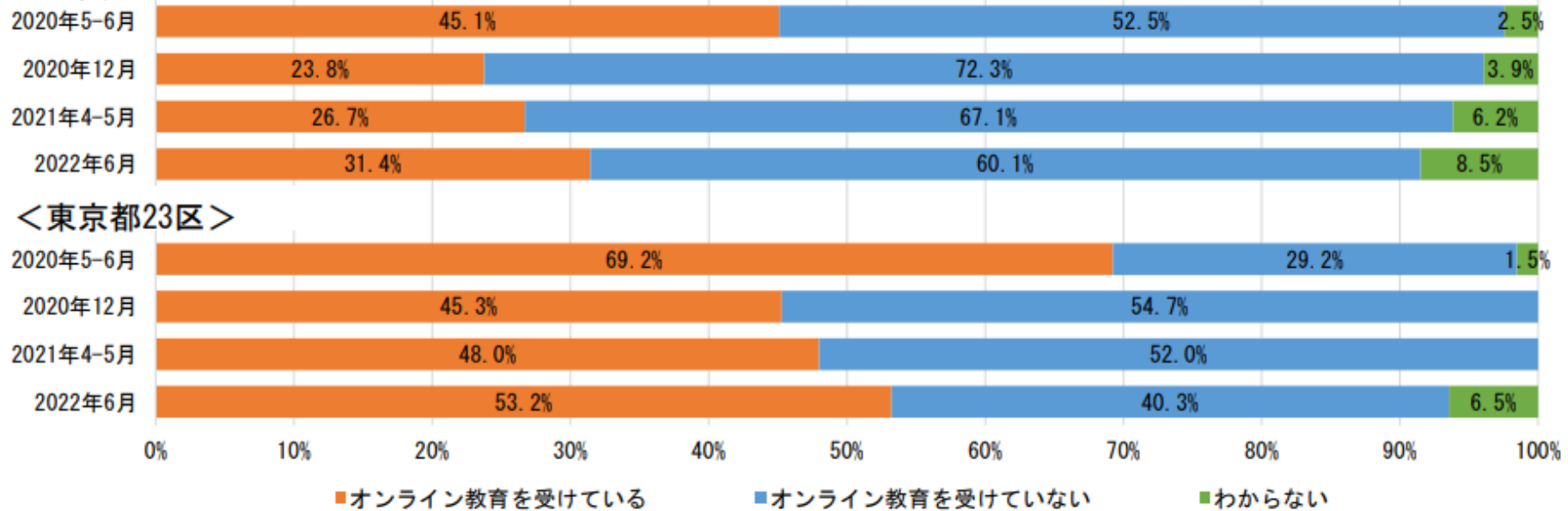
※1 複数回答あり
※2 割合の母数は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の調査対象学校数の合計

オンライン教育に関する小・中学生の保護者に対するアンケート結果

ほとんどの保護者は対面教育中心を希望している

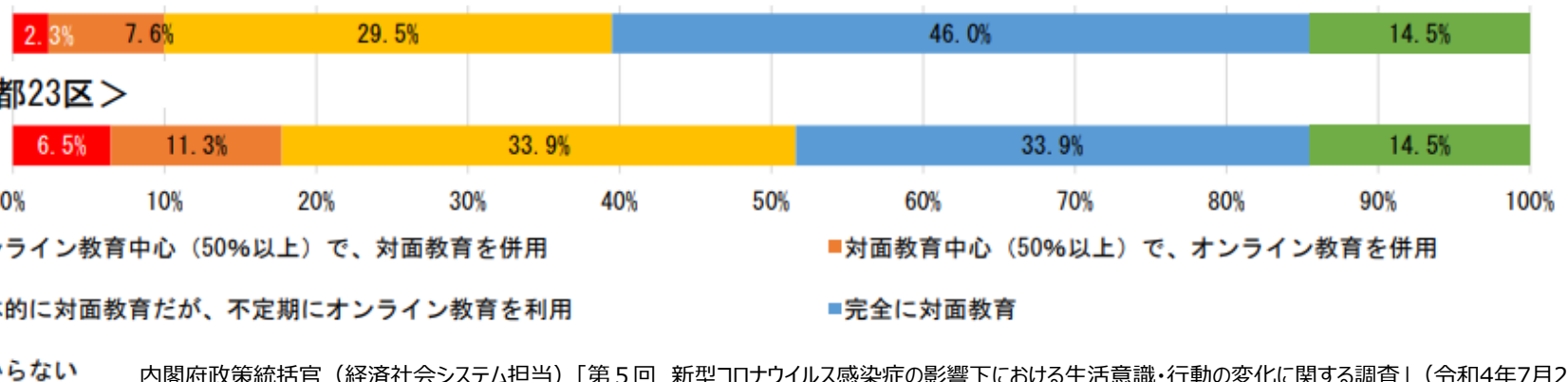
オンライン教育の実施状況

<全国>



オンライン教育の利用希望 (2022年6月)

<全国>



2. 学びの多様性

(4) 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障

2. 学びの多様性

4) 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障

- － 不登校特例校、学校内の別室、教育支援センター、フリースクールなど、学校内外の様々な学びの場の充実について、どのように考えるか。その際、学校外の学びの場における質保証についてどのような方策が考えられるか。
- － 子供や家庭の個々の状況に応じた学びの場を提案・提供する仕組みづくりや、そうした学びの場へのアクセスを確保するためには、どのような方策が考えられるか。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときには、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV. 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

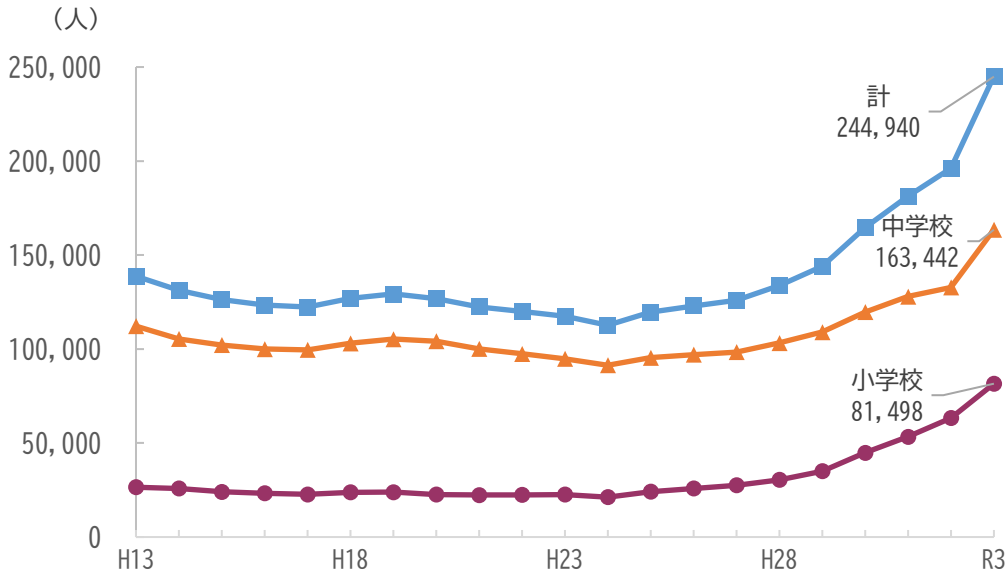
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者※のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。

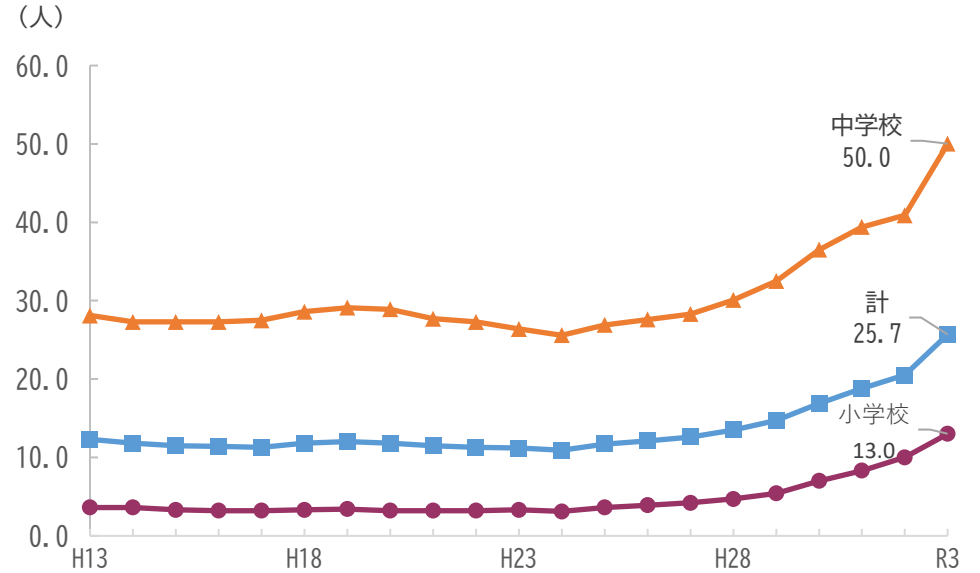
※「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



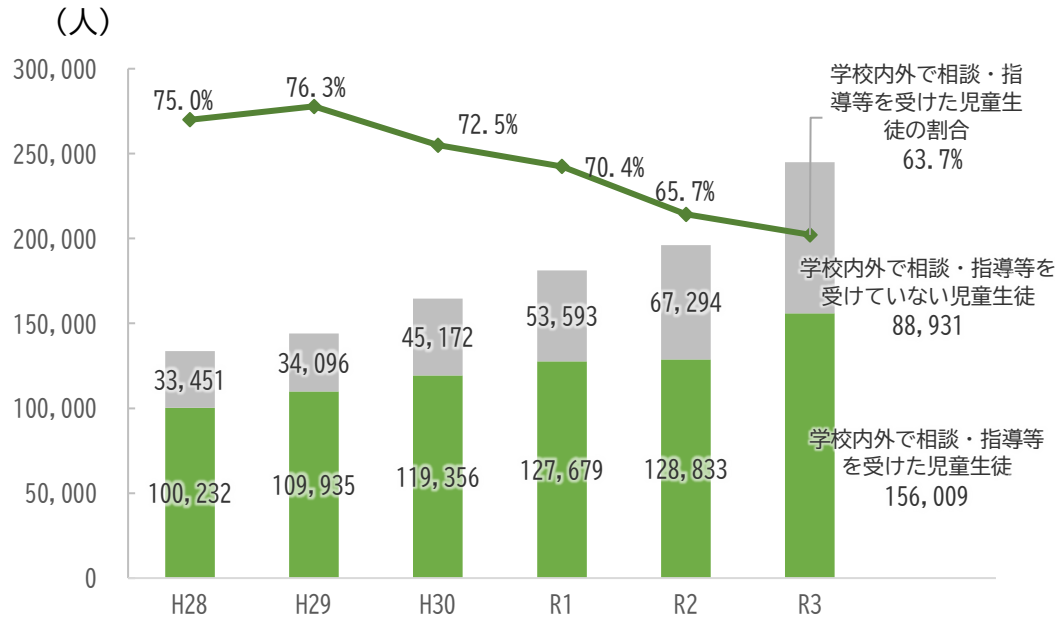
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

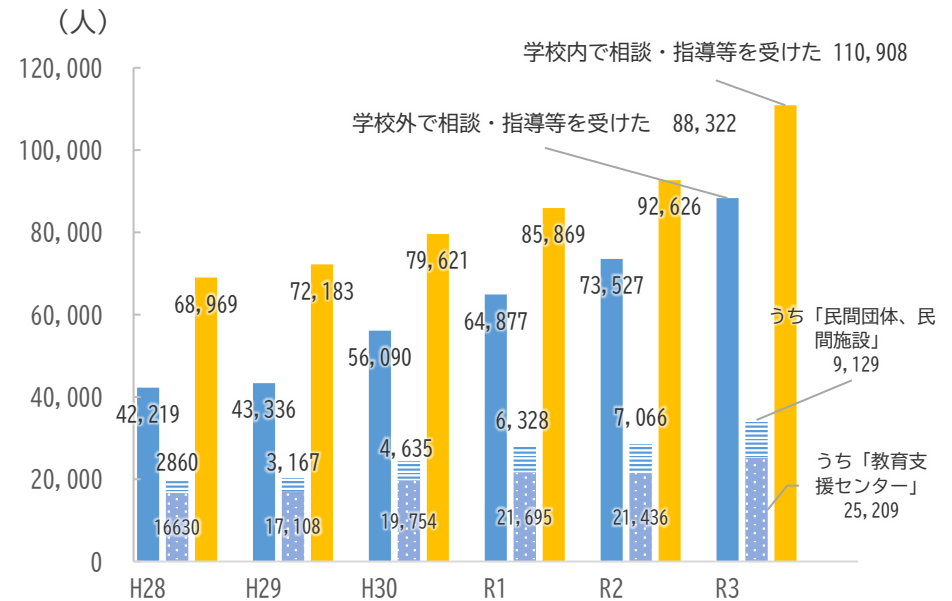
小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

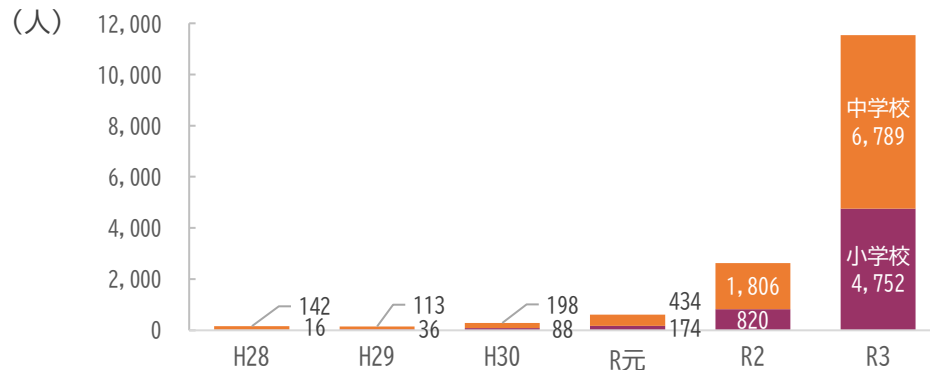


学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

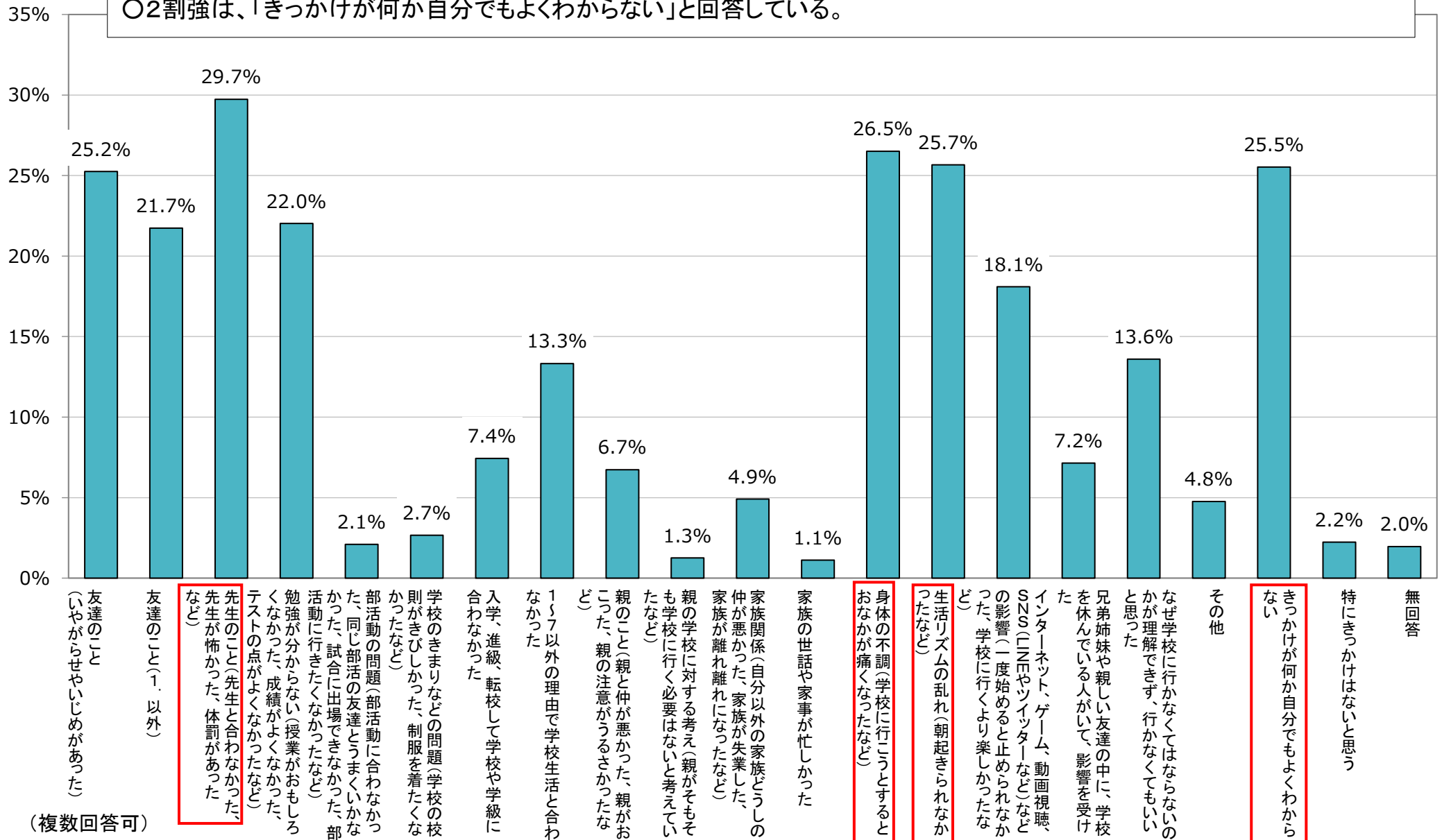
自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



(出典) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

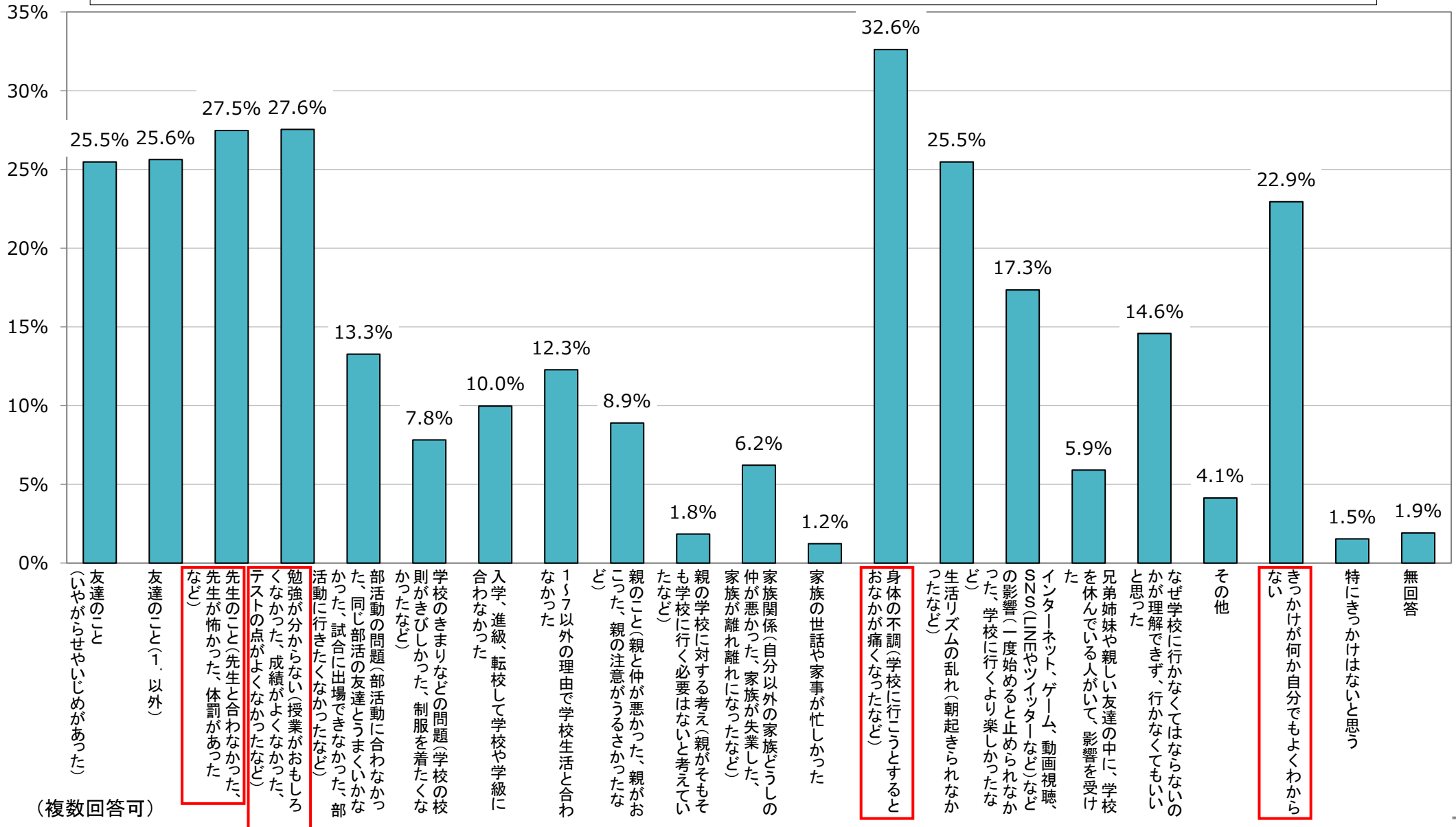
最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（小学校）

○「先生のこと(30%)」、「身体の不調(27%)」、「生活リズムの乱れ(26%)」の順で高い割合である。
○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。



最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（中学校）

○「身体の不調(33%)」、「勉強が分からない(28%)」、「先生のこと(28%)」の順で高い割合である。
 ○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。

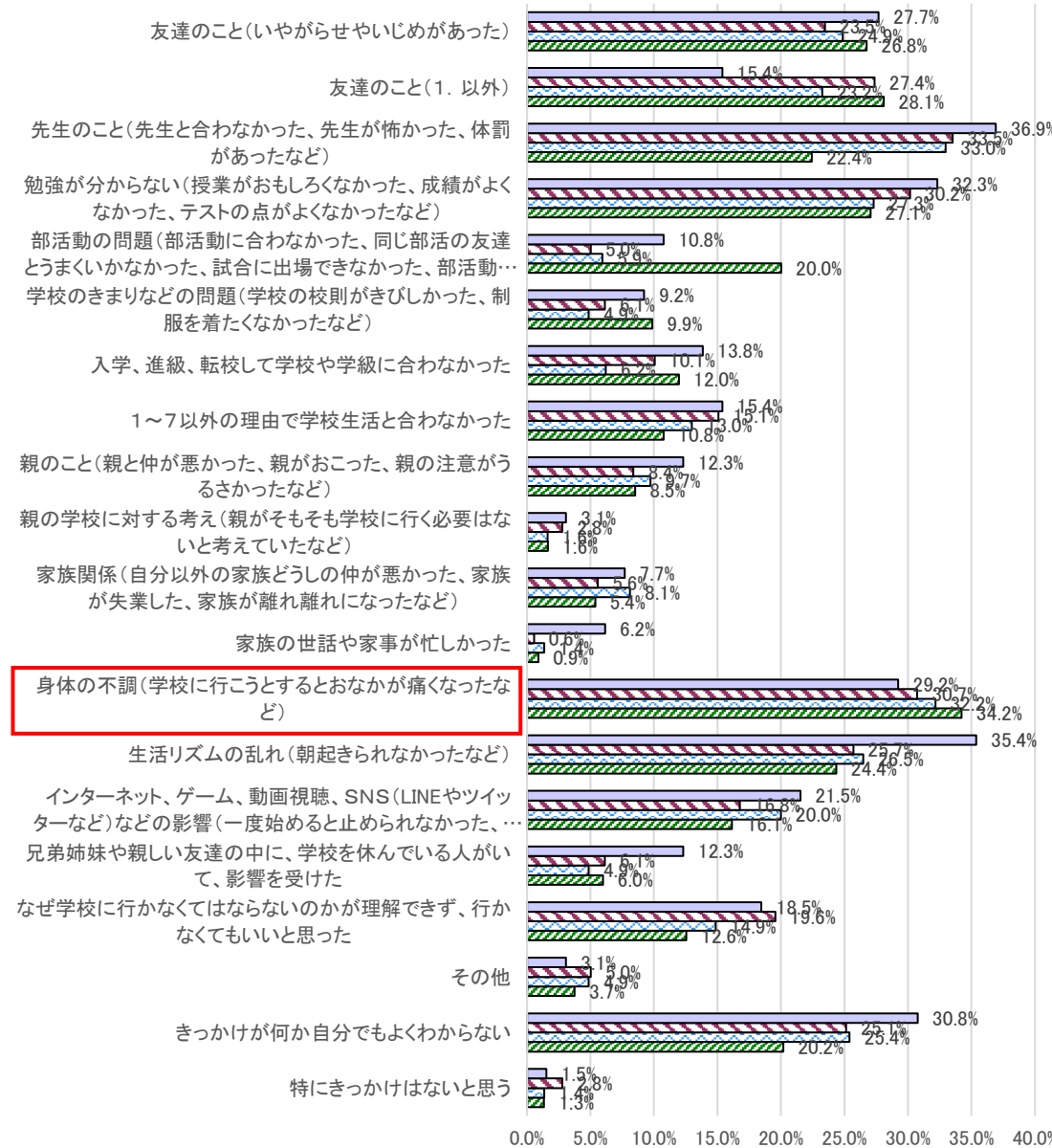


小学校（左図）：低学年で不登校になった児童の方が、勉強がわからないことが最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけと挙げる割合が高い。また、きっかけが自分でもよくわからないと回答する割合も高い。

中学校（右図）：中学校1年生で不登校になった場合、身体の不調が最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけと挙げる割合が高い。

昨年までの欠席状況 × 最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（小学校）

昨年までの欠席状況 × 最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（中学校）

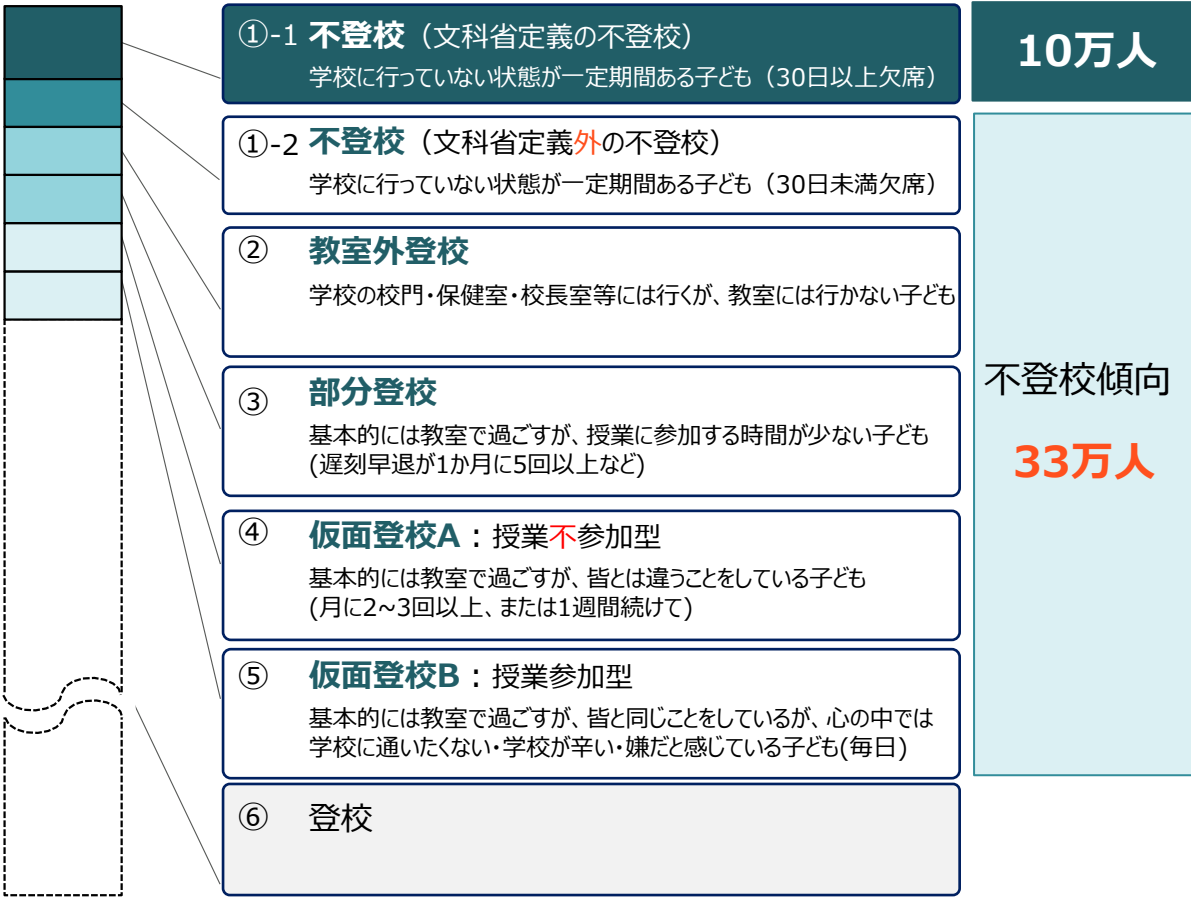


□小学校低学年 ■小学校中学年 □小学校高学年(小学校5年生)

□小学校低学年 ■小学校中学年 □小学校高学年 ■中学校1年生




不登校傾向にある中学生の状況（推計）

不登校傾向にある子どもの人数（推計）



日本財団調査
(中学生が回答)

中学校に行きたくない理由

- 
身体的理由
 - 疲れる
 - 朝、起きられないなど
- 
学習に関する理由
 - 授業がよくわからない/ついていけない
 - テストを受けたくないなど
- 
居心地に関する理由
 - 学校は居心地が悪い
 - 友達とうまくいかないなど

詳細は次ページへ

不登校傾向にある中学生の状況（学校に行きたくない理由）

中学校に行きたくない理由

身体的理由に加え、学習に関する悩みや友人関係に関する悩みを抱えている場合が多い

	⑥ ①~⑤非該当 (不登校ではない) 生徒	①-1 1年間に合計30日以上、 学校を休んだことがある/ 休んでいる生徒	①-2 1週間以上連続で、 学校を休んだことがある/ 休んでいる生徒	②~④ いずれかを選択した生徒	⑤ 基本的には教室で過ごし皆 と同じことをしているが、心の 中では学校に通いたくない、 学校が辛い、嫌だと感じてい る
1位	疲れる (25.7)	朝、起きられない (59.5)	疲れる (38.2)	疲れる (44.0)	疲れる (48.7)
2位	朝、起きられない (19.2)	疲れる (58.2)	朝、起きられない (32.6)	朝、起きられない (35.6)	朝、起きられない (32.2)
3位	テストを受けたくない (16.0)	学校に行こうとすると体調が悪くなる (52.9)	自分でもよくわからない (31.0)	授業がよくわからない・ついていけない (33.3)	学校に行く意味がわからない (31.9)
4位	自分でもよくわからない (15.0)	授業がよくわからない・ついていけない (49.9)	友達とうまくいかない (30.1)	友達とうまくいかない (28.5)	学校は居心地が悪い (28.4)
5位	小学校の時と比べて、良い成績がとれない (13.0)	学校は居心地が悪い (46.1)	授業がよくわからない・ついていけない (29.2)	小学校の時と比べて、良い成績がとれない (27.1)	テストを受けたくない (28.2)
6位	部活がハード (11.8)	友達とうまくいかない (46.1)	小学校の時と比べて、良い成績がとれない (28.9)	テストを受けたくない (27.0)	小学校の時と比べて、良い成績がとれない (27.8)
7位	授業がよくわからない・ついていけない (11.6)	自分でもよくわからない (44.0)	学校に行こうとすると体調が悪くなる (28.1)	先生とうまくいかない/頼れない (26.1)	授業がよくわからない・ついていけない (27.3)
8位	友達とうまくいかない (10.1)	学校に行く意味がわからない (42.9)	学校は居心地が悪い (24.5)	学校は居心地が悪い (25.9)	先生とうまくいかない/頼れない (26.1)
9位	校則など学校の決まりが嫌だ (7.1)	先生とうまくいかない/頼れない (38.0)	先生とうまくいかない/頼れない (23.4)	校則など学校の決まりが嫌だ (22.5)	小学校の時と比べて、つまらない (25.0)
10位	小学校の時と比べて、つまらない (6.7)	小学校の時と比べて、良い成績がとれない (33.9)	テストを受けたくない (23.2)	小学校の時と比べて、つまらない (21.8)	友達とうまくいかない (24.1)

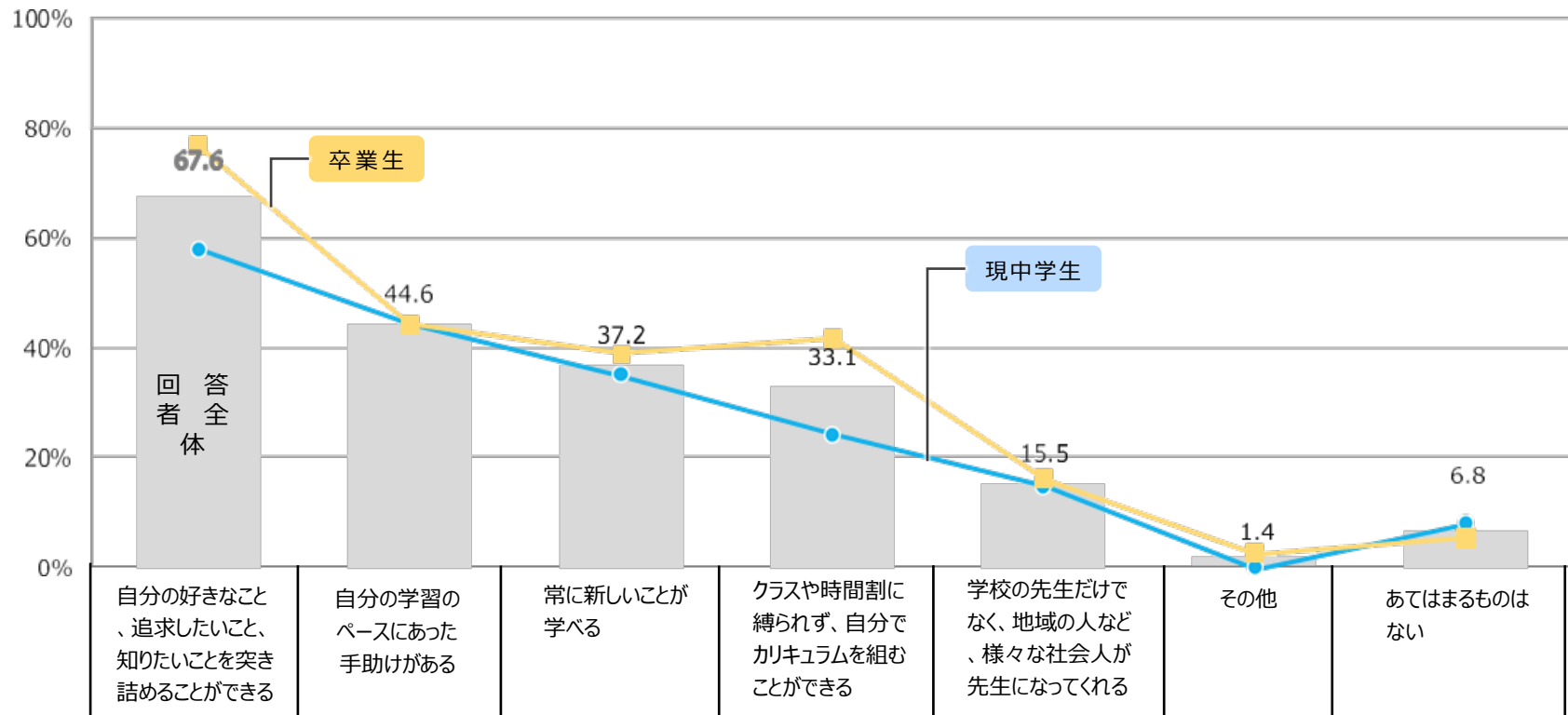
日本財団 不登校傾向にある子どもの実態調査 (2018年12月12日) より作成

不登校傾向にある中学生の状況（学びの場に係る希望）

自分の興味・関心に基づく学びや、自分の学習進度に合った学びを求めている

【不登校または不登校傾向にある現中学生と卒業生(中学卒業後~22歳)に聞いた】

Q. あなたはどのような場所だったら学びたいと思いますか。あてはまるものを全てお答えください。



本調査回答者 全体		回答数	自分の好きなこと、追求したいこと、知りたいことを突き詰めることができる	自分の学習のペースにあった手助けがある	常に新しいことが学べる	クラスや時間割に縛られず、自分でカリキュラムを組むことができる	学校の先生だけでなく、地域の人など、様々な社会人が先生になってくれる	その他	あてはまるものはない
		148	67.6	44.6	37.2	33.1	15.5	1.4	6.8
回答セル	現中学生	74	58.1	44.6	35.1	24.3	14.9	-	8.1
	中学卒業後	74	77.0	44.6	39.2	41.9	16.2	2.7	5.4

不登校特例校の特色と教育上の効果について

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

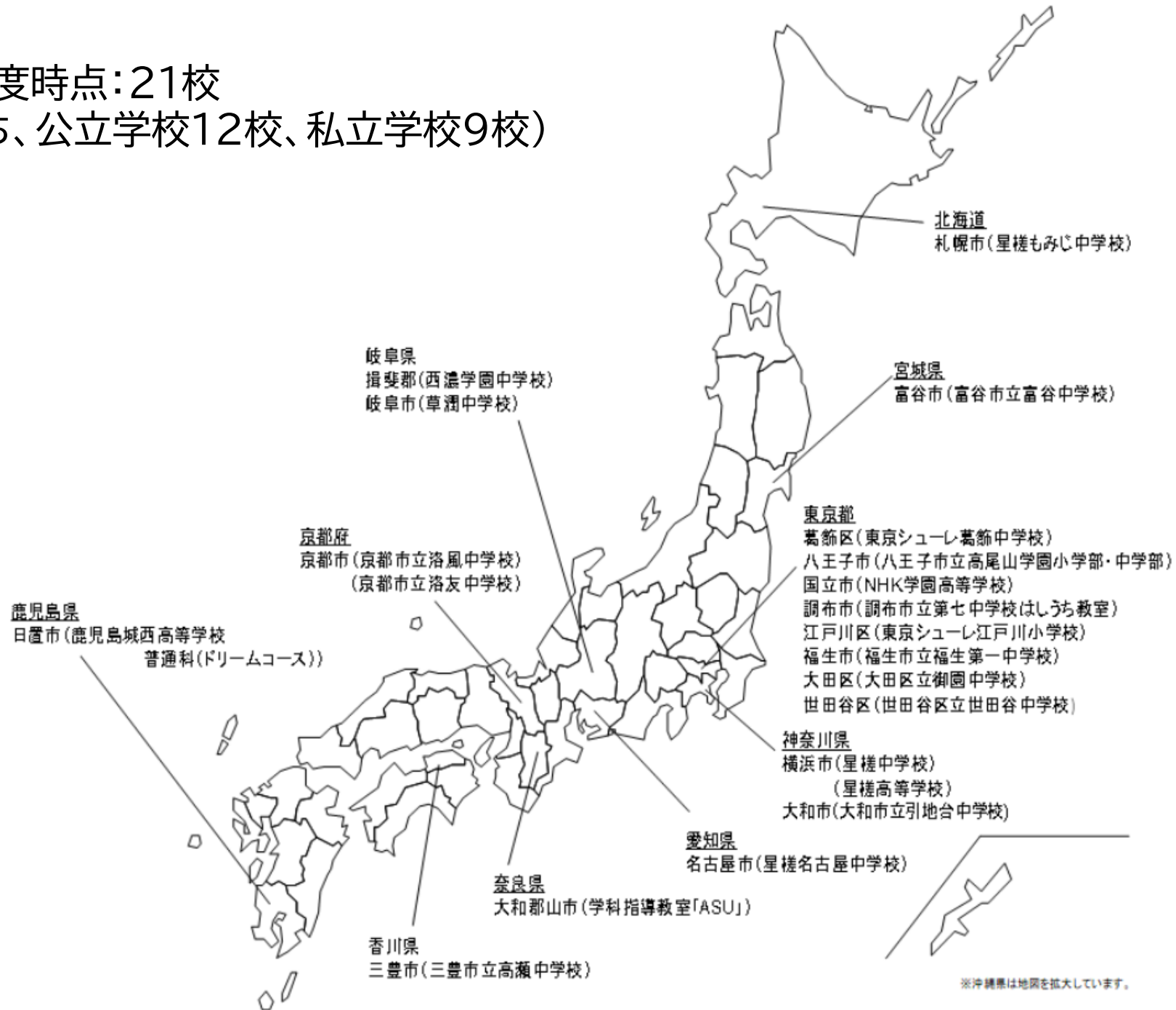
- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上実施**
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている**。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のパースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されること**によって**自己肯定感が高まった**。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するようになっている**。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている**。

不登校特例校の設置状況について

R4年度時点:21校
(うち、公立学校12校、私立学校9校)



教育支援センター（適応指導教室）における不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

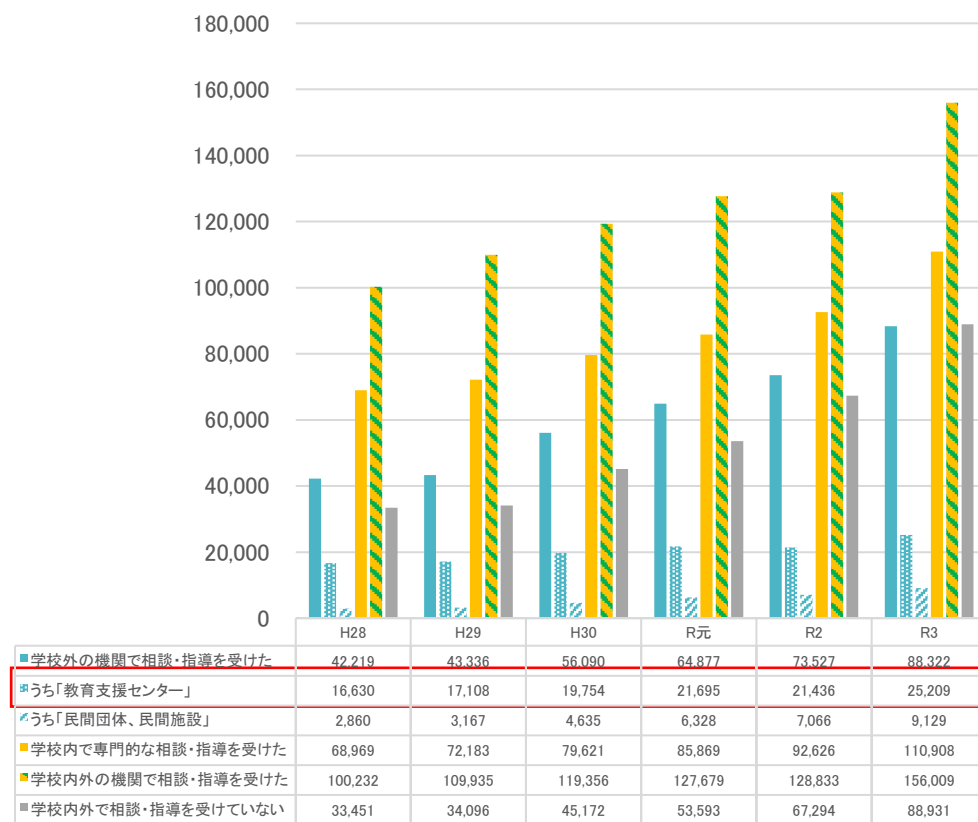
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和3年度)】

- 設置数 : 1,634箇所 (R2:1,579箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,209人
(不登校児童生徒の10.3%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・ カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・ 教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・ 自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・ グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



(出典) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査について

1. 調査の目的

教育支援センター（適応指導教室）の現状に関する基礎的情報を把握する。

「教育支援センター（適応指導教室）」（以下、教育支援センターとする。）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局（以下「教育委員会等」という。）が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

2. 調査時点及び調査対象

平成29年度間に都道府県及び市区町村（事務組合、広域連合及び共同設置を含む。）教育委員会等に対して調査を実施

3. 主な調査事項

- ①教育支援センターの有無 ②教育支援センターの概況 ③在籍者の状況 ④職員の状況等 ⑤活動内容等 ⑥家庭への訪問指導
- ⑦学校との連携 ⑧教育委員会との連携

4. 教育支援センターの設置者及び設置期間

◇都道府県の設置数は、約2%と低く、市町村による設置がほとんどを占める。

区分	施設数	割合(%)
ア 都道府県	27	2.1%
イ 政令指定都市	50	3.9%
ウ 中核市	92	7.1%
エ その他の市町村	1126	86.9%
計	1295	

◇設置から10年以上の施設が約80%ある。

区分	施設数	割合(%)
①5年未満	125	9.7%
②5年以上10年未満	133	10.3%
③10年以上20年未満	467	36.1%
④20年以上	570	44.0%
計	1295	

5. 受け入れる対象児童生徒

◇小・中学生以外を受入対象としている施設は少ない。

区分	小学生	中学生	高校生	高校中退	その他
ア 設置者が所管する地域に住所のある子供	806	810	57	50	36
イ 設置者が所管する地域にある公立学校に通う子供	1100	1125	40	22	21
ウ 設置者が所管する地域にある国立学校に通う子供	154	162	9	5	6
エ 設置者が所管する地域にある私立学校に通う子供	185	208	11	5	6

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

1. 調査の目的

不登校児童生徒の支援に当たって、教育委員会・知事部局・国立大学法人及び公立大学法人（以下教育委員会等という。）と民間団体・施設とが連携して取り組んでいる現状等を把握する。

2. 調査時点及び調査対象

平成30年12月に都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人を対象に調査（計1964）

3. 主な調査事項

- 教育機会確保法成立後の取組
- 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無
- 連携がある団体・施設の状況（形態、受入対象、活動内容、会費等）
- 連携がある団体・施設に在籍する者の状況（在籍者数、うち出席扱いとなっている者の数等）
- 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

4. 団体・施設の類型、受入児童生徒の区分

◇フリースクール（フリースペースを含む）が約72%で最も多い

◇在籍する義務教育段階の子供の数は、約2,800人（小学生約960人、中学生約1,850人） ※いずれも調査時点（H30）

区分	団体・施設数	割合（%）
①フリースクール（フリースペースを含む）（※）	252	71.8%
②親の会	10	2.8%
③学習塾	10	2.8%
④その他特色ある教育を行う施設など	79	22.5%
計	351	

受入児童生徒の区分	男	女
小学生	258	256
中学生	292	285
高校生	175	172
高校に在籍しない15～18歳（高校中退者を含む）	137	133

※ ここで言う「フリースクール（フリースペースを含む）」とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す。

5. 団体からの要望等

- ◇家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保するため、経済的支援も含めて、支援制度を確立すること。
- ◇GIGA端末を活用するために、フリースクールに対して通信費用の支援を求める。 等

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

6. 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

◇子供たちへの指導等に関する連携内容として最も多いのは「通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている」である。(約68%)

◇その他、不登校対策の推進に当たって「教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している」といった連携も多く行われている。(約43%)

【通っている子供たちへの指導等に関する教育委員会等との連携】

(n=290)

区分	回答数	割合 (%)
ア 通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている。	198	68.3%
イ 当該民間の施設・団体へ通った場合の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、協議するなどしている。	59	20.3%
ウ 子供たちが在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、当該民間の施設・団体でも活用している。	110	37.9%
エ 教育委員会等の職員等が定期的に当該民間の施設・団体を訪問して、情報共有を行っている。	124	42.8%
オ 当該民間の施設・団体の職員等が定期的に教育委員会等へ来訪して、情報共有を行っている。	97	33.4%
カ 教育委員会等が主催する不登校児童生徒の支援会議に、当該民間の施設・団体の職員が参加している。	116	40.0%
キ 子供たちの進路指導について、当該民間の施設・団体と協議を行い、連携して実施している。	82	28.3%

【その他の連携】

(n=290)

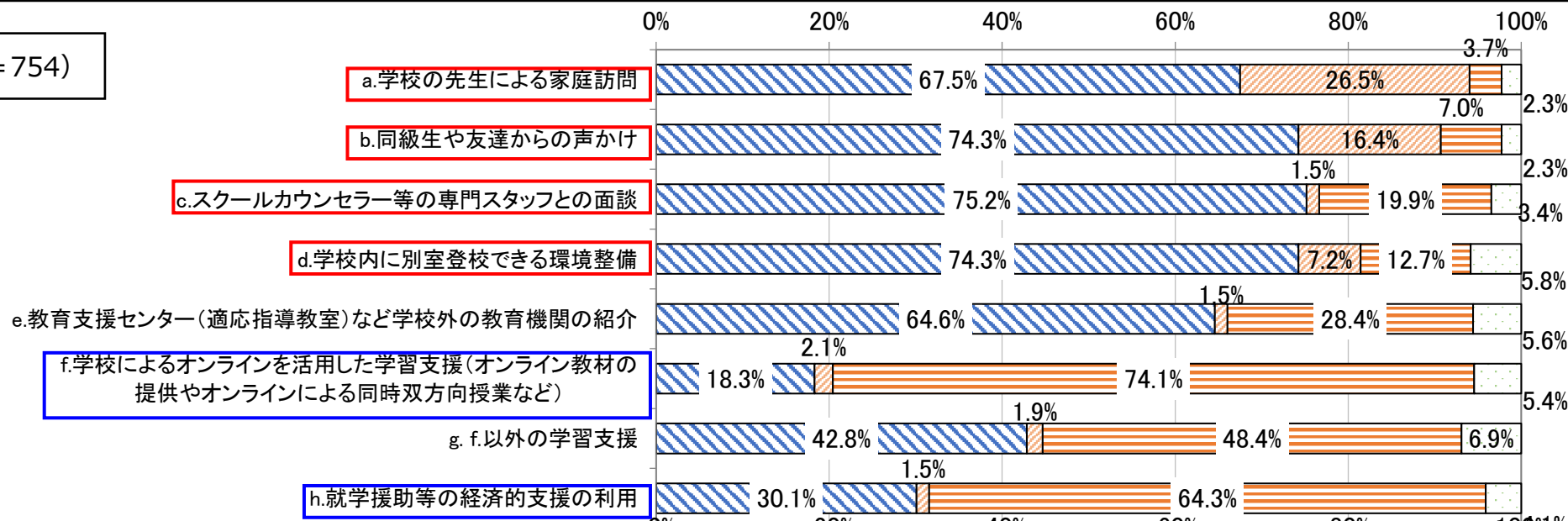
区分	回答数	割合 (%)
ア 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	125	43.1%
イ 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための研修や講演会等の事業に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	80	27.6%
ウ 教育委員会等が発行する不登校対策のための資料等に、当該民間の施設・団体の情報を掲載している。	90	31.0%
エ その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が、当該民間施設の研修会の講師を務めている。 ・教育支援センターの体験学習の場として連携している。 等 		

学校の対応の有無について（令和2年度不登校児童生徒の実態調査）

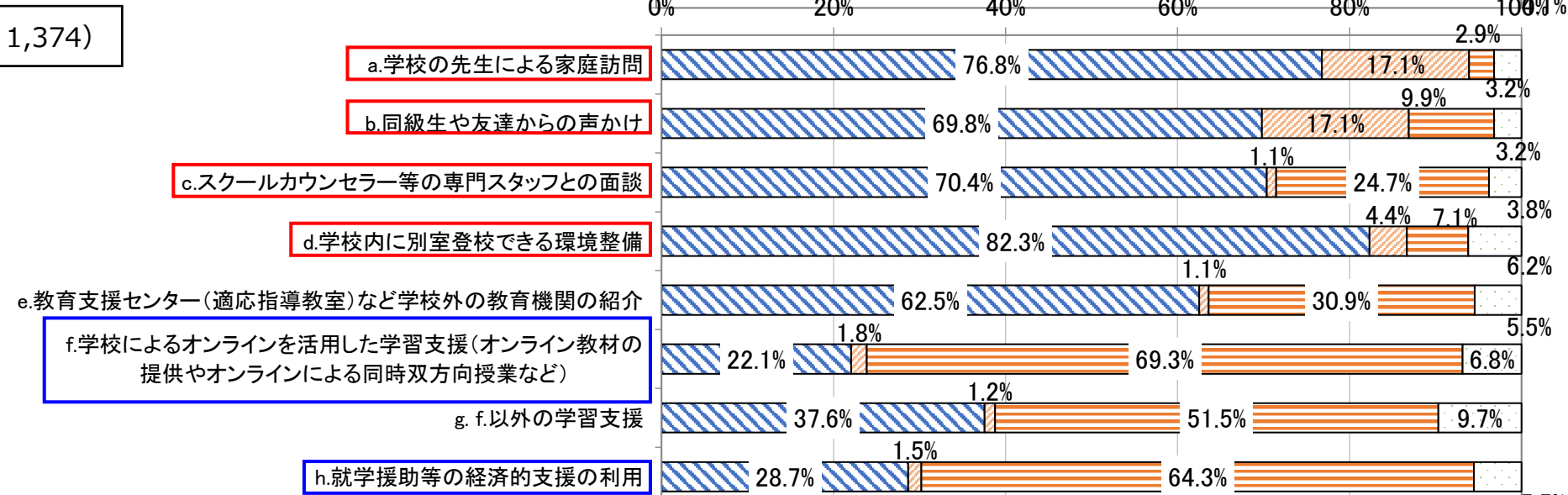
○保護者からの回答では、小学生・中学生ともに、学校の先生による家庭訪問や同級生による声かけ、専門スタッフとの面談や別室登校できる環境整備について、7割～8割程度の保護者が「実施された」と回答している。

○他方、オンラインを活用した学習支援や、就学援助等の経済的支援については、6割～7割程度の保護者が、「実施されず残念」と回答している。

小学校 (n=754)



中学校 (n=1,374)

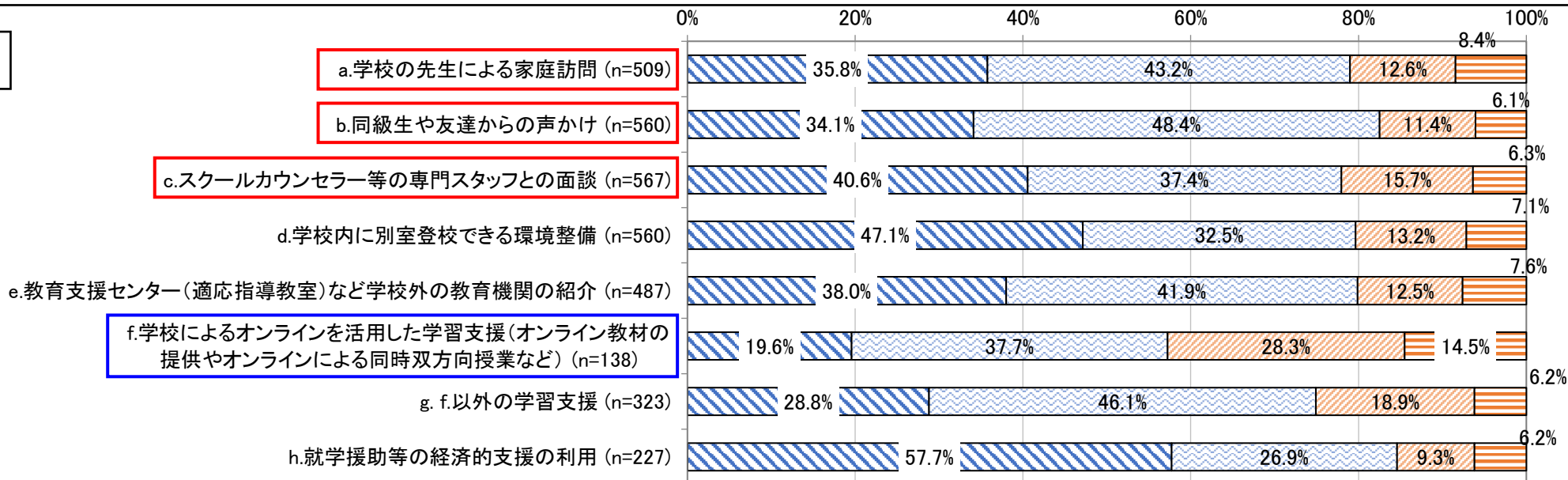


■実施された ■実施されなかったが、むしろよかった ■実施されず残念 □無回答

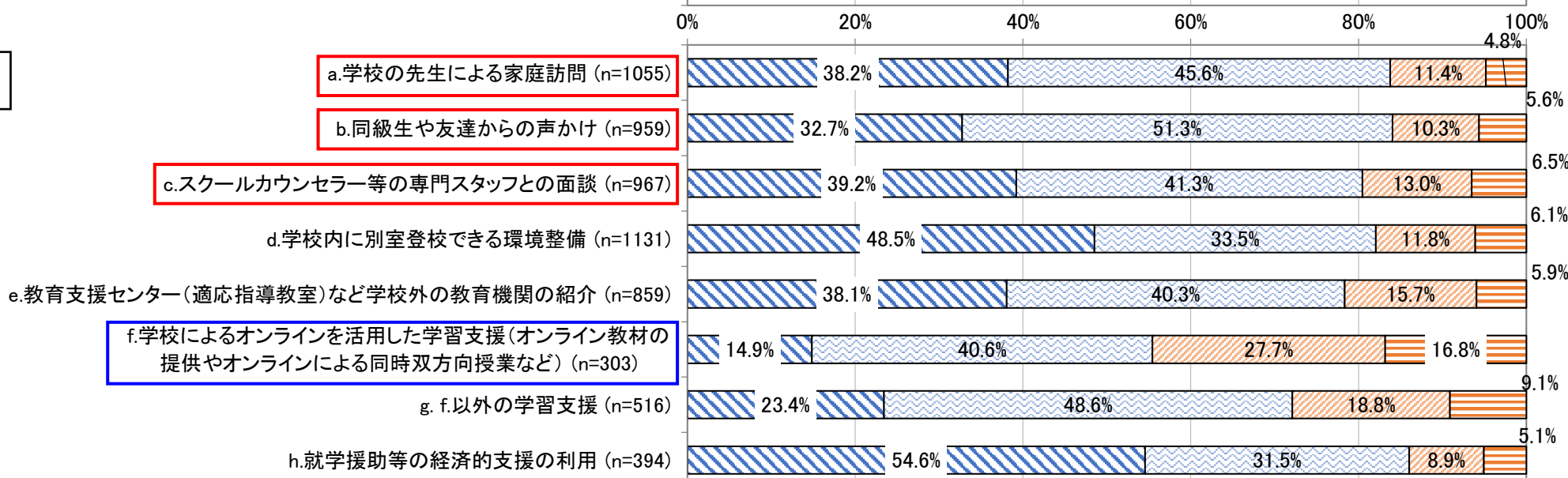
学校の対応への評価について（令和2年度不登校児童生徒の実態調査）

○前頁各項目の支援が「実施された」と回答した保護者に取組の評価を聞いたところ、小学校・中学校ともに、学校の先生による家庭訪問や同級生からの声掛け、スクールカウンセラー等の専門スタッフとの面談などで肯定的な回答が7割から～8割程度であった。
○他方、オンラインを活用した学習支援については、肯定的な回答の割合が5割程度にとどまっていた。

小学校



中学校



□よかった

□どちらかといえばよかった

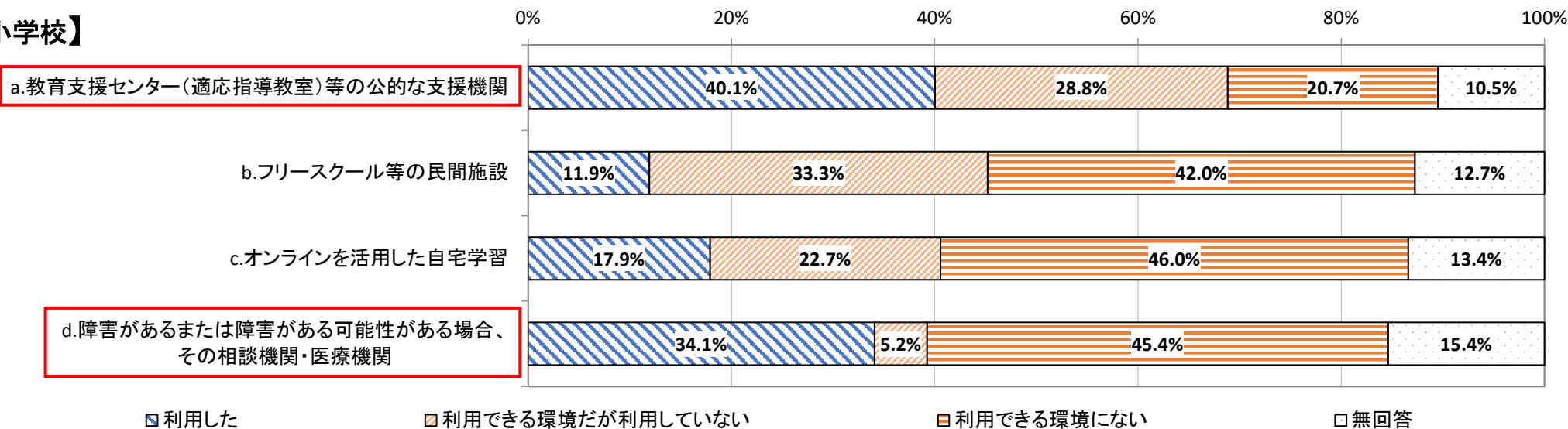
□どちらかといえばよくなかった

□よくなかった

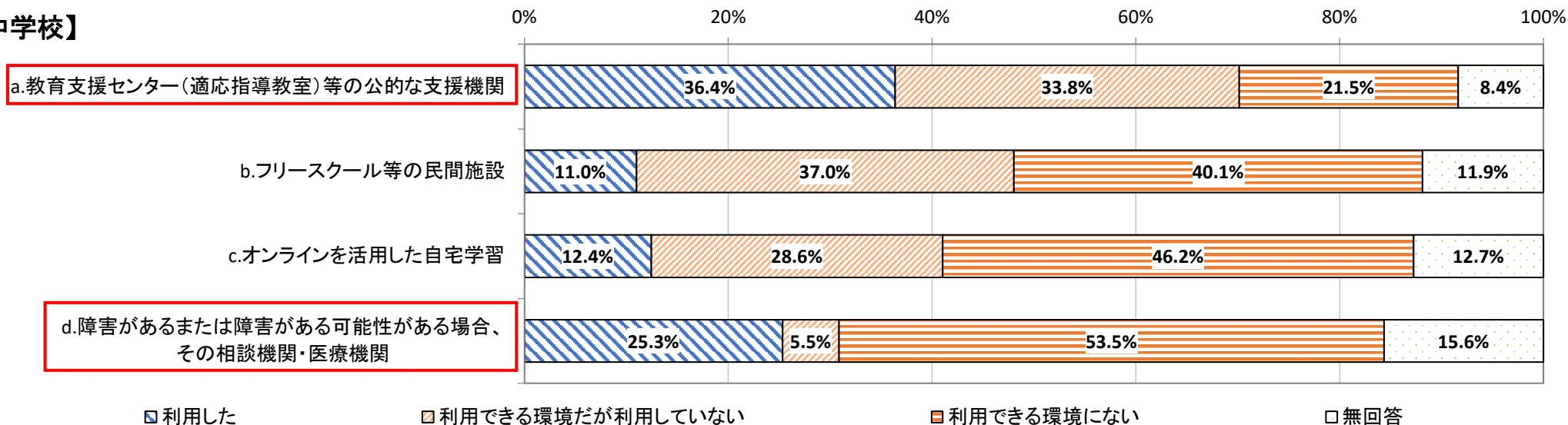
支援機関等の利用の有無について（令和2年度不登校児童生徒の実態調査）

- 小学生保護者からの回答では、いずれの支援機関も4割以下の利用と学校外支援の利用はあまり進んでいない。
「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（40%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（34%）」で4割程度である。
- 中学生保護者からの回答では、小学校と同様、いずれの支援機関も4割未満の利用となっている。比較的利用されている「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（36%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（25%）」でも3割前後である。

【小学校】



【中学校】

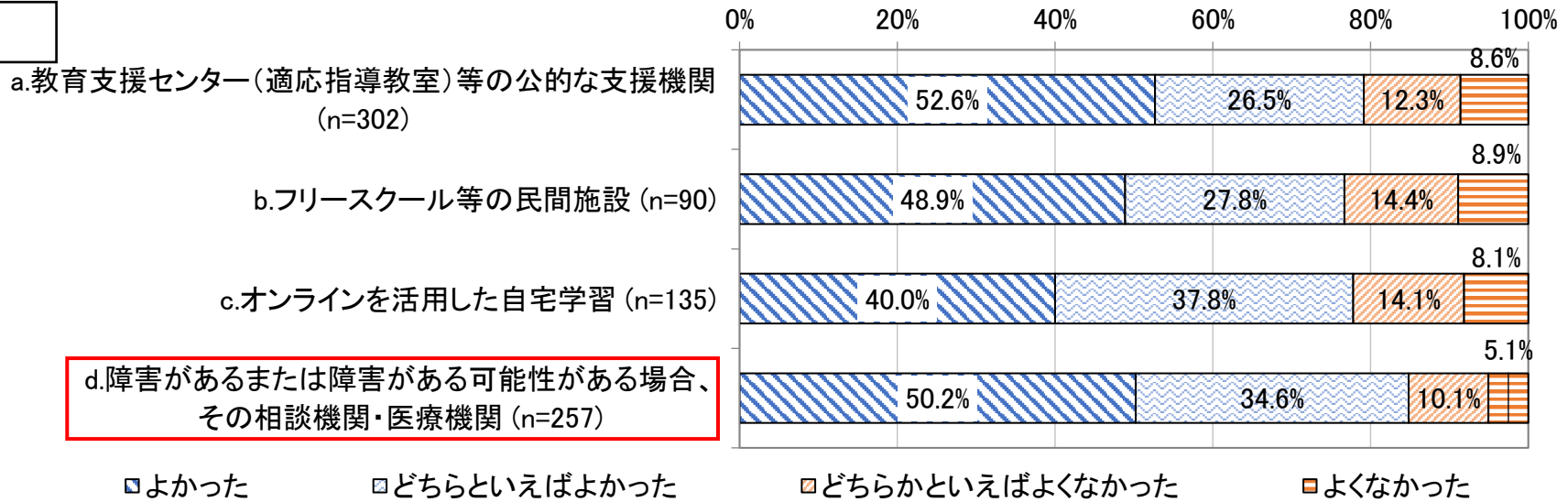


支援機関等の対応への評価（令和2年度不登校児童生徒の実態調査）

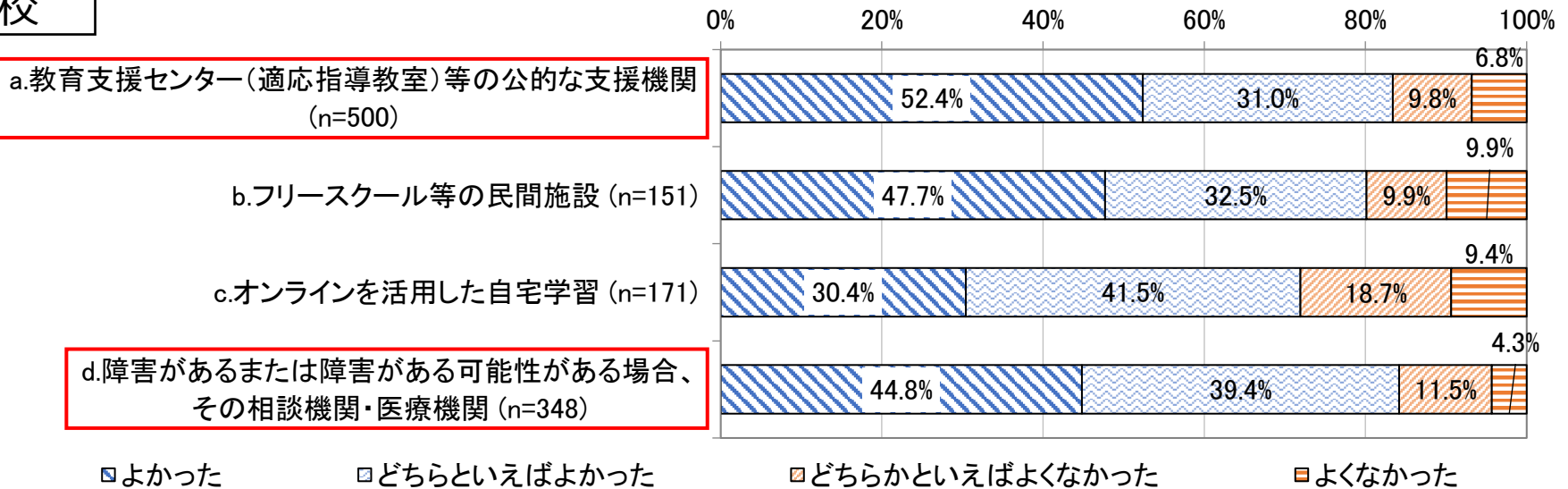
○支援機関を利用した小学生保護者の回答では、いずれの支援機関についても7割以上の保護者が肯定的な回答をしている。特に「障害がある場合又は障害がある可能性がある場合における相談機関・医療機関」への肯定的な回答の割合が高い。

○中学生保護者からの回答では、小学校と同様、いずれの支援機関についても7割以上の保護者が肯定的な回答をしている。特に、「教育支援センター等の公的な支援機関」及び「障害がある場合又は障害がある可能性がある場合における相談機関・医療機関」への肯定的な回答の割合が高い。

小学校



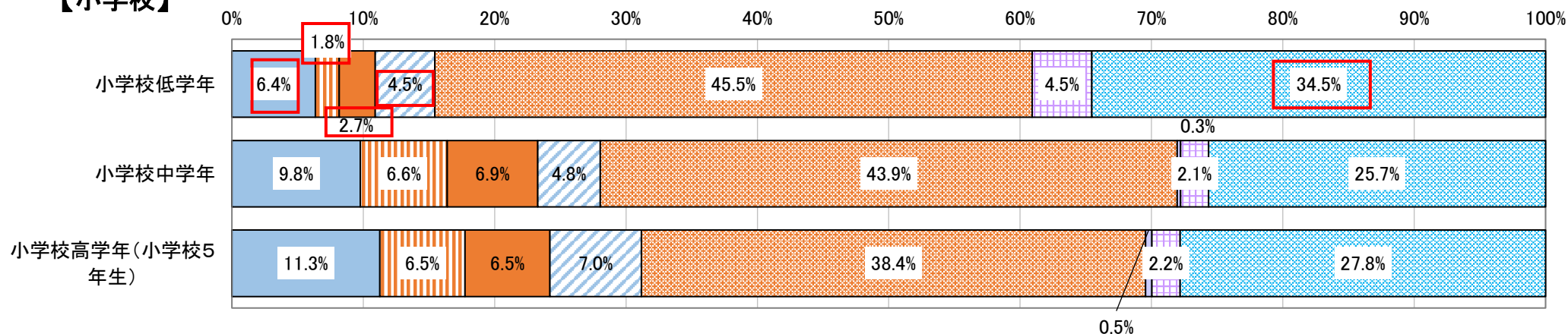
中学校



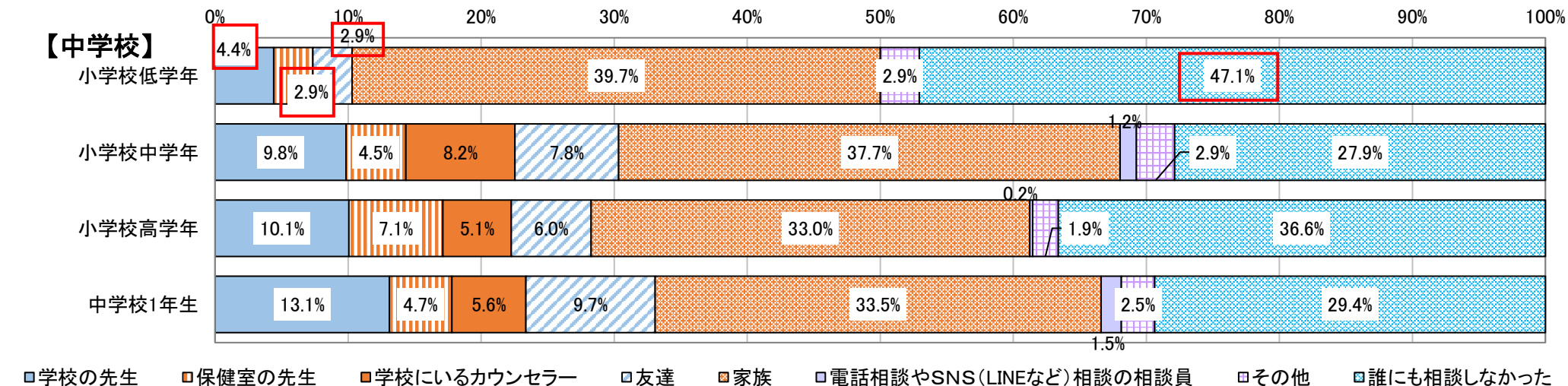
学校に行きづらいつと感じ始めた時に相談した相手 (令和2年度不登校児童生徒の実態調査)

- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」(複数回答)を見ると、小学生からの回答では、学校に行きづらいつと感じ始めた時に低学年群は他の群と比較して「学校の先生」「保健室の先生」「学校にいるカウンセラー」「友達」に相談したと回答した割合が低く、「誰にも相談しなかった」が高い。
- 中学生の回答からも同様のことが言える。

【小学校】



【中学校】



(複数回答可)